

2026年9月28日

各位

会 社 名 カルナバイオサイエンス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 吉野 公一郎
(コード番号：4572)
問 合 せ 先 取締役経営管理本部長 山本 詠美
(TEL：078-302-7039)

**新株予約権付社債発行プログラム設定契約の締結及び
第三者割当による第4回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに
新株式の発行に関するお知らせ**

当社は、2026年9月28日開催の取締役会において、Cantor Fitzgerald Europe との間で、新株予約権付社債発行プログラムの設定に係る契約（以下「新株予約権付社債発行プログラム設定契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は、同日開催の取締役会において、Cantor Fitzgerald Europe に対して、新株予約権付社債発行プログラム設定契約により設定された新株予約権付社債発行プログラム（以下「本プログラム」といいます。）に基づく第三者割当による第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「第4回新株予約権付社債」といいます。）の発行（以下「第4回新株予約権付社債第三者割当」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、同日開催の当社取締役会において、本プログラムに基づき、新株予約権付社債発行プログラム設定契約に定める条件が充足されることを条件として、第三者割当による第5回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「第5回新株予約権付社債」及び「第6回新株予約権付社債」といい、第4回新株予約権付社債、第5回新株予約権付社債及び第6回新株予約権付社債を個別に又は総称して「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）を発行すること（以下「第5回新株予約権付社債第三者割当」及び「第6回新株予約権付社債第三者割当」といい、第4回新株予約権付社債第三者割当、第5回新株予約権付社債第三者割当及び第6回新株予約権付社債第三者割当を個別に又は総称して「本新株予約権付社債第三者割当」といいます。）についても決議しております。

また、当社は、同日開催の取締役会において、五味大輔氏（以下「五味大輔氏」といいます。）及び kaya holdings 株式会社（以下「kaya holdings」といい、Cantor Fitzgerald Europe、五味大輔氏及び kaya holdings を個別に又は総称して以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による当社普通株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本新株式第三者割当」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、五味大輔氏は当社の株主です。

以下、本新株予約権付社債第三者割当及び本新株式第三者割当を個別に又は総称して「本第三者割当」といい、本新株予約権付社債及び本新株式の発行による資金調達を総称して「本資金調達」といいます。

【本資金調達の概要】

本資金調達は、Cantor Fitzgerald Europe に対して固定転換価額の転換社債型新株予約権付社債を3回に分けて発行する本プログラムと、当社株主である五味大輔氏に対する新株式の第三者割当及び kaya holdings に対する新株式の第三者割当を組み合わせるものです。本新株予約権付社債第三者割当については、各回の払込時に資金が払い込まれ、第6回の発行までに合計約561百万円を調達することを予定しており、ま

た、本新株式第三者割当により約 850 百万円を払込時に一括して調達することを予定しております。当社は、本プログラム及び本新株式第三者割当を組み合わせることにより、当社の研究開発及び事業運営に必要な資金を比較的短期間かつ高い確度で確保するとともに、本新株式の発行による自己資本の直接的な増強と、本新株予約権付社債による資金調達を組み合わせることで、当社の財務状況、資金需要及び既存株主への希薄化の影響等を総合的に勘案した資金調達を実現することを目的としております。

I. 包括的新株予約権付社債発行プログラム

1. 本プログラムの内容

本プログラムは、当社が割当予定先との間で 2026 年 9 月 28 日付で締結する新株予約権付社債発行プログラム設定契約に基づき、割当予定先に対して、額面総額合計 624,000,000 円、払込金額総額合計 561,600,000 円の本新株予約権付社債を、合計 3 回の第三者割当により発行するものです。

各回の割当については、下表記載の割当決議日における当社取締役会決議によって当該割当の発行条件を決定し、当該割当に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、当社と割当予定先との間で当該割当に係る総数引受契約を締結する予定です。

各回の転換価額は、各割当に係る割当決議日の直前取引日に株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）が公表する当社普通株式の普通取引の終値に 0.9 を乗じた金額（0.1 円未満の端数を切り上げます。）とします。本新株予約権付社債には転換価額の修正条項は付されません。

当社は、本日開催の取締役会において、本プログラムの導入及び各回の発行条件を下表のとおりとすることを決議しております。各回の詳細については、後記「3. 本プログラムに基づく第 4 回新株予約権付社債の発行の概要」及び別紙 1 乃至別紙 3 の発行要項をご参照ください。

	割当決議日	払込期日	払込金額の総額
第 4 回新株予約権付社債 第三者割当	2026 年 9 月 28 日	2026 年 10 月 14 日	187,200,000 円
第 5 回新株予約権付社債 第三者割当	2026 年 10 月 19 日 (予定)	2026 年 11 月 4 日 (予定)	187,200,000 円
第 6 回新株予約権付社債 第三者割当	2026 年 11 月 9 日 (予定)	2026 年 11 月 25 日 (予定)	187,200,000 円

2. 本プログラムによる資金調達を選択した理由

本プログラムは、当社が 3 回に分割して割当予定先に本新株予約権付社債を割り当て、各本新株予約権の行使により本社債が株式へ転換されることによって、当社の資本が増加する仕組みです。当社は、資金需要、既存の負債及び潜在株式の状況、市場環境並びに希薄化の影響を総合的に検討した結果、本新株予約権付社債の発行により合計 561,600,000 円を無担保で段階的に調達でき、転換が行われた場合には財務基盤の強化につながる本プログラムが、当社の資金需要に適合すると判断いたしました。

（本プログラムのメリット）

① 蓋然性の高い資金調達

プログラム設定時点において、一連の複数回の発行条件の算式を決定しており、割当予定先は当該発行条件を踏まえて、新株予約権付社債発行プログラム設定契約の締結に至っていることを踏まえると、個別の新株予約権付社債の発行を複数回行う場合と比較して、必要となる資金を相当程度高い蓋然性をもって調達することが可能となると考えられます。

② 即時の希薄化の軽減

本新株予約権付社債第三者割当は、同額の資金を全て株式発行により調達する場合と異なり、即時の希薄化が回避される設計となっております。本新株予約権付社債の発行により纏まった金額の資金を短期間で調達することができる一方で、当社の株価変動に応じて段階的に株式への転換が行われることが期待されるため、大規模な希薄化が一時に生じることを回避可能であり、市場に与える影響を一定程度抑制する

ことができると考えております。さらに、新株予約権付社債を3回に分けて発行することにより、1回で同じ金額の新株予約権付社債を発行する場合に比して、希薄化による市場への影響をさらに限定することができると考えられるうえ、転換価額が平準化され、転換の蓋然性も高まると考えております。なお、3回に分けて発行することに関しましては、割当予定先の要請によるものでありますが、これにより、割当予定先としては投資リスクを時間分散することができるため、新株予約権付社債を1回で割り当てる場合に比して、割当予定先のリスク許容度に応じたファイナンスの金額を最大化することが可能となると考えられます。

③ 過度な株価インパクトの制限

本新株予約権付社債の転換価額は固定されており、株価が転換価額を下回って推移した場合には原則株式への転換が行われないため、転換価額修正型の新株予約権付社債に比して市場に与える影響は限定的であると考えられます。

④ 資本政策の柔軟性が確保されていること

将来的に本新株予約権付社債の転換による資本増強の必要性がなくなった場合、又はより有利な条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社は、当社の裁量により、残存する本新株予約権付社債を額面金額と同額で取得することができます。

⑤ 長期的かつ安定的な資金確保が可能なこと

新株予約権付社債発行プログラム設定契約では、割当予定先の選択による本新株予約権付社債の強制償還条項を定める予定はなく、したがって、本新株予約権付社債が転換されない場合においても、当社は本新株予約権付社債の満期まで期限の利益を享受できる設計となっております。

⑥ 割当予定先による市場売却の制限

新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、割当予定先は、割当予定先又はその関係会社が、その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家（以下「海外機関投資家」といいます。）であると合理的に認識している者に対して、本新株予約権付社債の転換により取得した当社株式を市場外で売却していく意向である旨を表明する予定であり、割当予定先が当社株式を証券取引所市場内で売却するには、当社が契約違反の状態にある場合等一定の例外的な場合を除き、当社の事前の承諾が必要となります。なお、割当予定先が取引所金融商品市場外で当社株式を海外機関投資家に対して売却した後に、当該海外機関投資家によって取引所金融商品市場内で当社株式が売却される可能性があります。

（本プログラムのデメリット）

- ① 本新株予約権付社債は、発行時点においては会計上の負債であり資本には算入されず、一時的に負債比率が上昇します。
- ② 本新株予約権付社債は、満期までに転換がなされなかった場合には償還を行う必要があり、その場合当該償還に係る資金が必要となります。
- ③ 第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

3. 本プログラムに基づく第4回新株予約権付社債の発行の概要

(1) 社 債 の 名 称	カルナバイオサイエンス株式会社第4回無担保転換社債型新株予約権付社債
(2) 払 込 期 日	2026年10月14日
(3) 新株予約権の総数	40個
(4) 社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額金 187,200,000 円（各本社債の金額 100 円につき金 90 円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(5) 当該発行による潜在株式数	507,936 株 上記潜在株式数は、当初転換価額である 409.5 円で転換された場合における最大交付株式数です。本新株予約権付社債には価格修正条項は付されておりませんので、上限転換価額及び下限転換価額はありません。
(6) 資 金 調 達 の 額	総額 187,200,000 円
(7) 転 換 価 額 及 び そ の 修 正 条 件	409.5 円 本新株予約権付社債には価格修正条項は付されておりません。
(8) 募 集 方 法	第三者割当の方法による。
(9) 割 当 予 定 先	Cantor Fitzgerald Europe
(10) 利 率	年率 1.0%
(11) 利 払 日	2026 年 12 月 31 日を第 1 回の利払日とし、その後毎年 3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日及び 12 月 31 日に支払うものとする（当該利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。）。
(12) 償 還 期 限	2029 年 10 月 12 日
(13) 償 還 価 額	額面 100 円につき金 100 円
(14) そ の 他	本日付で当社が割当予定先と締結する予定の新株予約権付社債発行プログラム設定契約においては、以下の内容等が定められる予定です。 （1） 割当予定先が本新株予約権付社債を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要するものとします。 （2） 各割当決議日以降、全ての本社債が残存しなくなるまでの期間中、当社が割当予定先以外の第三者とのファイナンス（本新株式第三者割当、M&A、役職員向け株式報酬又はストックオプションの発行は除外する。）を実施又は実施することについて公表しようとする場合、当社は割当予定先による書面による承諾を要するものとします。

II. 第三者割当による本新株式の発行

1. 本新株式の発行の概要

(1) 払 込 期 日	2026 年 10 月 14 日
(2) 発 行 新 株 式 数	五味大輔氏 1,709,500 株 kaya holdings 366,400 株
(3) 発 行 価 額	409.5 円
(4) 調 達 資 金 の 額	850,081,050 円
(5) 募集又は割当て方法 (割 当 予 定 先)	五味大輔氏及び kaya holdings に対して第三者割当の方法によって割り当てます。
(6) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 既存の資金調達との関係

当社は、2025 年に Cantor Fitzgerald Europe を割当先とする新株予約権付社債発行プログラムを実施し、第 1 回乃至第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行しました。また、2026 年 2 月には、Cantor Fitzgerald Europe に対して第 2 回無担保普通社債（私募債）及び docirbrutinib（AS-1763）開発促進新株予約権（以下「既存新株予約権」といいます。）を発行するとともに、当社代表取締役に対する新株式の第三者割当を実施しました。

2026 年 9 月 28 日現在、Cantor Fitzgerald Europe が保有する当社発行の有価証券は、第 2 回無担保普通社債（私募債）の全額、既存新株予約権 75,703 個及び第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の額面総額 125 百万円です。

既存新株予約権は、第 2 回無担保普通社債（私募債）と組み合わせて機能する設計となっており、同社債が残存する間、既存新株予約権の行使代金は原則として同社債の償還資金に優先的に充当されます。このため、既存新株予約権の行使は負債の減少に寄与する一方、同社債が全額償還されるまでの間は、当社の研究開発費用その他の事業資金として使用可能な手許資金の純増には原則としてつながりません。

また、既存新株予約権について当社が行使停止を指定できるのは、第 2 回無担保普通社債（私募債）が全て償還された日以降に限られているため、同社債が残存する間は、当社の資金需要に応じて既存新株予約権の行使時期を調整することができない仕組みとなっております。

これに対し、本新株式第三者割当により調達する資金については、第 2 回無担保普通社債（私募債）の償還資金に充当されるものではなく、当社の臨床開発費用、研究費用及び運転資金等に直接充当することが可能です。当社は、臨床開発及び創薬研究を継続して推進するためには、既存新株予約権による資金調達とは別に、事業活動に直接充当することのできる資金を早期かつ確実に確保する必要があると判断し、本新株式第三者割当を実施することといたしました。

なお、本新株式第三者割当に伴い、既存新株予約権の行使を制限又は停止する旨の新たな取り決めを行うものではありません。

既存有価証券	残高	資金調達上の位置づけ
第 2 回無担保普通社債（私募債）	額面総額 1,850,000,000 円	既存新株予約権の行使代金により順次償還
既存新株予約権	75,703 個	社債残存中の行使代金は社債償還資金に優先充当
第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債	額面総額 125,000,000 円	転換により負債が資本化

3. 本新株式による資金調達を選択した理由及び本資金調達の特徴

当社は、資金需要、既存の負債及び潜在株式の状況、当社株式の市場環境、財務基盤の状況並びに既存株主への希薄化の影響等を総合的に検討してまいりました。そのような中、五味大輔氏及びkaya holdingsから、合計約850百万円相当の本新株式を引き受ける意向を確認したことから、発行時点において必要資金を確実に調達できる本新株式第三者割当が、当社の現在の資金需要に適合するものと判断いたしました。

また、一定額の資金を新株予約権付社債によって確保する本プログラムと、本新株式第三者割当による資金調達を組み合わせることにより、資金調達の確実性を確保しながら、必要資金の全額を一時に新株式によって調達する場合に比べて即時の希薄化を一定程度抑制することが可能であると考えております。

(メリット)

① 発行時点における確実な資金調達

事前に投資意向を示している各割当予定先に対して、本新株式を第三者割当により発行することにより、払込時点において合計約850百万円の資金を一括して確実に調達することが可能です。新株予約権による資金調達のように、発行後の権利行使の有無又はその時期に資金調達が左右されるものではないため、本新株式に係る資金調達の時期及び金額を発行時点で確定することができます。

② 事業活動に直接充当可能な資金の確保

本新株式第三者割当により調達する資金は、既存新株予約権の行使代金と異なり、第2回無担保普通社債（私募債）の償還資金への優先充当の対象とはならず、当社の臨床開発費用、前臨床段階のパイプラインの開発費用、開発化合物の創製・研究費用等及び運転資金に直接充当することができます。

③ 自己資本の直接的な充実

本新株式第三者割当により調達する資金は、負債ではなく自己資本を構成するため、本新株式の払込時点から財務基盤の強化に寄与します。また、借入れや社債と異なり、将来の元本返済又は償還のための資金を確保する必要がありません。

④ 発行株式数及び希薄化規模の確定

本新株式は、発行時点において発行株式数が確定するため、本新株式の発行によって生じる希薄化の規模をあらかじめ明確にすることができます。

(デメリット)

① 払込時点における希薄化及び株価への影響

本新株式は、払込と同時に普通株式として発行されるため、新株予約権や転換社債型新株予約権付社債のように将来の権利行使又は転換に伴って株式が交付される資金調達手法とは異なり、払込時点において既存株主の持分に希薄化が生じます。また、本新株式の発行による希薄化が一時に生じることから、当社普通株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

② 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

本新株式第三者割当は、特定の割当予定先に対して新株式を発行する第三者割当方式によるものであるため、公募増資等とは異なり、不特定多数の投資家を対象として広く資金調達を行うものではありません。このため、資金調達を通じて幅広い新規投資家層の獲得を図ることはできません。

<他の資金調達方法との比較>

① 公募増資

公募増資による株式の発行は、一度に資金調達が可能となるものの、市場環境や当社の状況によって必要額の調達の実現可能性は不透明であるため、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

② 株主割当増資

株主割当増資は、近年において実施された事例が乏しく、資力等の問題から割当先である株主の応募率が非常に不透明であることから、本資金調達に比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、応募率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 第三者割当による新株予約権の発行

第三者割当による新株予約権の発行は、希薄化を段階的に生じさせることができ、行使価額修正型の新株予約権においては、株価上昇時には資金調達額の増加を享受できる可能性があるというメリットがあります。一方で、新株予約権の行使は割当先の投資判断に委ねられるため、当社が必要とする時期に必要な額を確実に調達できるとは限らず、株価が低迷した場合には想定した資金調達を実現できない可能性があります。当社は、臨床開発等を継続するための資金を早期かつ確実に確保する必要があること、及び割当予定先である五味大輔氏及び kaya holdings から合計約 850 百万円相当の本新株式について引受意向を確認できたこと等を総合的に勘案し、今回は新株予約権ではなく本新株式の第三者割当を選択いたしました。

④ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オフERING）

新株予約権の無償割当による資金調達手法であるライツ・オフERINGには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフERINGと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライツ・オフERINGがあります。コミットメント型ライツ・オフERINGについては、国内で実施された事例が少なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することから、今回の資金調達手法として適当でないと判断いたしました。また、ノン・コミットメント型ライツ・オフERINGにおいては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東証の定める有価証券上場規程第 304 条第 1 項第 3 号 a に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

⑤ 借入による資金調達

創業事業は成功の保証がなく、収益の見通しも不確実であるため、融資判断が困難です。また、そのリスクに見合う物理的な担保が不足していることから、現状では借入は難しいと判断いたしました。

III. 本資金調達の目的及び理由

1. 募集の目的

当社は、自社において臨床試験を実施中のパイプラインである BTK 阻害剤 docirbrutinib (AS-1763) 及び CDC7 阻害剤 monzosertib (AS-0141) の臨床開発費用、前臨床段階のパイプラインの開発費用、開発化合物の創製・研究費用等並びに運転資金への充当を目的として、本資金調達を実施いたします。その経緯は以下のとおりです。

① 当社ビジネスモデル及び保有するパイプラインの概況

当社は、創業事業においてはアンメット・メディカル・ニーズの高い未だ有効な治療方法が確立されていない疾患を中心に、画期的な新薬の開発を目指して研究開発に取り組み、創業支援事業においては新たなキナーゼ阻害薬創製のための製品・サービスを製薬企業等へ提供し、定常的に収入を獲得しています。

当社の創業研究は、がん及び免疫・炎症疾患を重点領域としており、有望テーマへ研究リソースを重点的に投入し、当社が培ってきたキナーゼに関する創業基盤技術などを利用して、低分子化合物にフォーカスし、新規性の高い画期的な医薬品候補化合物の創出を目指しています。当社の研究部門が創製した医薬品候補化合物の知的財産権に基づく開発・商業化の権利を製薬会社等に導出（ライセンスアウト）し、その対価として契約一時金、一定の開発段階を達成した際のマイルストーン・ペイメント収入、新薬の上市後の売上高に応じたロイヤリティ収入を獲得するビジネスモデルとなっています。このビジネスモデルでは、収入に先行して多額の研究開発費が発生するため、導出を実現し、マイルストーン・ペイメント収入、ロイヤリティ収入により研究開発費用への継続的な充当が可能となるまで、適宜、資金を調達する必要があります。

現在、当社は、下表のとおり、臨床開発段階にある3つのパイプラインを保有しており、このうち、BTK 阻害剤 docirbrutinib (AS-1763) に注力し、現在、患者を対象とした臨床試験を米国で実施しています。

免疫・炎症疾患領域では、当社が創出した、もう1つの非共有結合型 BTK 阻害剤 sofnobrutinib (AS-0871) の開発を進め、健康成人を対象としたフェーズ1試験を完了しており、パートナリング活動を実施しております。

また、ファーストインクラスを目指して、CDC7 阻害剤 monzosertib (AS-0141) の開発も進めております。日本で実施したフェーズ1試験における全ての投与を終了し、現在は急性骨髄性白血病 (AML) 患者を対象に米国における医師主導治験としてフェーズ1b試験の開始に向けた準備を進めています。

<臨床開発段階のパイプライン>

化合物	標的 対象疾患	概況
docirbrutinib (AS-1763)	BTK 血液がん	フェーズ1b試験（患者対象、米国）を実施中 <u>多施設共同試験</u> <u>主導：テキサス大学 MD アンダーソンがんセンター</u> <u>白血病科 教授 Nitin Jain 医師</u> ・ 用量拡大パート 前倒しで投与開始（2024年10月）、実施中 ・ 非臨床研究に関する論文が「Blood Cancer Journal」誌に掲載（2026年5月） ・ 欧州血液学会（EHA2026）において、有望な途中結果を発表（2026年6月）
sofnobrutinib (AS-0871)	BTK 免疫・炎症疾患	・ フェーズ1試験（健康成人対象、オランダ）を完了（2023年11月） 安全性、忍容性、並びに良好な薬物動態プロファイルと薬力学作用を確認 ・ 他の BTK 阻害薬との差別化に重要な非臨床試験（胚・胎児発生毒性試験）を実施、良好な結果を入手（2024年下期） ・ パートナリング活動を実施中
monzosertib (AS-0141)	CDC7/ASK 固形がん 血液がん	フェーズ1試験（患者対象、日本） 最後の患者の治験が終了（2025年12月） フェーズ1b試験（患者対象、米国）を準備中 （血液がん・3剤併用試験） 米国テキサス大学 MD アンダーソンがんセンターと締結した覚書に従い、医師主導治験の開始に向けて準備中 <u>主導：テキサス大学 MD アンダーソンがんセンター</u> <u>白血病科 Abhishek Maiti 医師</u> 米国食品医薬品局（Food and Drug Administration：FDA）よりオーファンドラッグ指定（Orphan Drug Designation：ODD）を取得（2026年7月）

さらに、当社は、米国ギリアド・サイエンシズ社（以下「ギリアド社」といいます。）に、当社が創出した新規脂質キナーゼ DGK α 阻害剤のプログラムを導出しております。また、住友ファーマ株式会社とは、精神神経疾患を標的とした創薬プログラムの共同研究を行っています。

<導出済みパイプライン>

	対象疾患	進捗状況	契約一時金	マイルストーン総額	ロイヤリティ	契約地域	契約時期	受領済マイルストーン
DGK α 阻害剤 ギリアド社へ 導出	がん免疫	※	20M \$ (約 21 億円)	450M \$ (約 675 億円)	上市後の売上 高に応じた一 定の料率	全世界	2019 年 6 月	マイルストーン 2 回達成 計 15M \$ (約 18 億円)
住友ファーマ 株式会社 との共同研究	精神神経疾患	開発候補化合物 を選定中	80 百万円 契約一時金＋ 研究マイルスト ーン	約 106 億円	上市後の売上 高に応じた一 定の料率	全世界	2018 年 3 月	

(注) 受領済みの契約一時金及びマイルストーンは受領時の為替レート、マイルストーン総額は 1 米ドル＝150 円で換算。

※ギリアド社へ導出している DGK α 阻害剤の創薬プログラムに関して

当社は、2019 年 6 月、ギリアド社と、当社が創製した DGK α 阻害剤の創薬プログラム（以下「本創薬プログラム」といいます。）に関する、開発・商業化にかかる全世界における独占的な権利を供与するライセンス契約（以下「本ライセンス契約」といいます。）を締結しております。本ライセンス契約の対象には、開発化合物 GS-9911 を含む、本創薬プログラムから創出される全ての化合物が含まれます。

本ライセンス契約に基づき、ギリアド社は本創薬プログラムから GS-9911 を見出し、2023 年 12 月に固形がん患者を対象としたフェーズ 1 試験を開始しましたが、2025 年 8 月に、ギリアド社におけるポートフォリオの優先付けに基づく決定により、当該フェーズ 1 試験への新規患者登録が中止されました。

一方で、本ライセンス契約は、引き続き有効に存続しており、本プロジェクトチームが同プログラムの研究開発を引き続き主導しているとの連絡を受けております。

② 臨床開発段階のパイプラインの概要、進捗状況及び活動計画

臨床開発段階にある 3 つのパイプラインの概要、開発の進捗状況及び今後の活動計画は以下のとおりです。

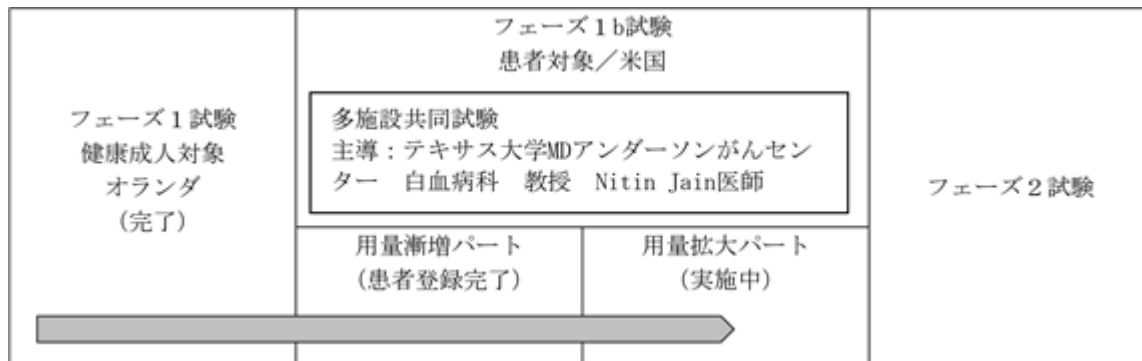
BTK阻害剤 docirbrutinib (AS-1763、対象疾患：慢性リンパ性白血病 (CLL) などの血液がん)

docirbrutinib (AS-1763) は、慢性リンパ性白血病 (CLL) を含む成熟 B 細胞腫瘍（血液がんの一種）の治療を目的として開発中の経口投与可能な BTK 阻害剤です。

現在までの臨床試験の途中結果及び非臨床試験の結果は、docirbrutinib (AS-1763) の高い安全性と幅広い薬剤耐性変異型 BTK に対する効果を示唆しており、既存の BTK 阻害薬に対して不耐（副作用により投与継続が困難な状態）の患者及び薬剤耐性の発生により既存の BTK 阻害薬が効かなくなった患者の新たな治療の選択肢となることが期待されます。また、既存の BTK 阻害薬市場は 2025 年時点で約 130 億ドル*（約 1.9 兆円、為替レート 150 円換算）に達しており、非常に大きな市場を形成していることから、docirbrutinib (AS-1763) は、3 次治療での早期承認で、ブロックバスター（年間売上 1,000 億円以上の医薬品）となるポテンシャルを十分に有していると考えております。さらに 2 次治療、1 次治療での承認の可能性も有していると考えており、着実に臨床試験を進めることによりパイプラインの価値を高め、大型のライセンス契約に繋げてまいりたいと考えております。

*Source: Clarivate

<docirbrutinib（AS-1763）臨床試験の流れ>



docirbrutinib（AS-1763）の臨床試験は、ヒトでの安全性、薬物動態等の検討を早期に行うため、まず健康成人を対象としたフェーズ1試験をオランダにおいて実施しました。その後、フェーズ1試験の結果を基にして、米国において患者を対象としたフェーズ1b試験を計画し、2023年8月に投与を開始、現在用量拡大パートを実施中です。本剤については、2026年中の導出を目指しており、症例数を追加してデータパッケージのさらなる充実を図ることでパイプライン価値の向上に取り組み、大型契約の獲得を目指してまいります。

<フェーズ1b試験の状況>

本剤のフェーズ1b試験は、2ライン以上の全身治療歴を有する慢性リンパ性白血病（CLL）・小リンパ球性リンパ腫（SLL）及びB細胞性非ホジキンリンパ腫（B-cell NHL）の患者を対象としており、用量漸増パートと用量拡大パートから構成されています。用量漸増パートについては、2023年8月に投与を開始し、2024年12月に全ての患者登録を完了しました。

用量拡大パートは、当初、用量漸増パートで計画していた最大用量（600mg BID*）の評価を行い、最大耐用量を確定した後に開始する予定でしたが、用量漸増パートの途中経過において、docirbrutinib（AS-1763）の高い安全性と忍容性、並びに治療効果の期待できる十分な血中薬物濃度と高い全奏効率を確認することができたことから、治験責任医師の合意のもと、6用量目（600mg BID*）の開始を待たずに、用量拡大パートへ移行することを決定し、2024年10月に投与を開始しました。用量拡大パートは、CLL・SLL患者を対象としたコホート1、B-cell NHL患者を対象としたコホート2、及びpirtobrutinib投与歴のある患者を対象としたコホート3の3つのコホートで構成されており、用量漸増パートの結果に基づき、コホート1及びコホート2については3用量（300、400、500 mg BID*）、コホート3については2用量（400、500mg BID*）を選択しています。現在までの進捗として、コホート1については、300 mg BID*及び400 mg BID*において、当初計画に基づく各10名の患者エントリーを完了し、400 mg BID*を暫定的な第2相試験推奨用量（RP2D）に決定しました。現在、より信頼性の高いデータを取得するため、当該用量において症例を追加しています。コホート2については、300 mg BID*への患者エントリーを完了し、400 mg BID*へ移行しましたが、暫定的な第2相試験推奨用量（RP2D）を決定したため、現在はアンメットニーズの高い共有結合型BTK阻害薬治療後のマントル細胞リンパ腫（MCL）患者に絞って症例を追加しています。コホート3については、400 mg BID*への患者エントリーを実施中です。

また、本治験は、テキサス大学MDアンダーソンがんセンターをはじめとする全米13施設において実施されています。

*BID：1日2回

<学会発表：EHA2026>

2026年6月開催の欧州血液学会（European Hematology Association 2026 Congress）において、フェーズ1b試験の途中結果に関する発表が行われました。

本発表は、治験主導医師であるテキサス大学MDアンダーソンがんセンター白血病科教授Nitin Jain医師により行われ、docirbrutinib（AS-1763）が、症例数の拡大後も、良好な安全性プロファイル及び有効性が一貫して確認されていることが報告されました。

発表の概要

■ 安全性

- ・用量漸増パートにおいて良好な忍容性が確認されました。
- ・因果関係のあるグレード3以上の有害事象は10%と概して高い安全性を示しました。

■ 有効性

- ・慢性リンパ性白血病（CLL）・小リンパ球性リンパ腫（SLL）、マントル細胞リンパ腫（MCL）及びワルデンシュトレーム・マクログロブリン血症（WM※）患者において、良好な奏効率が確認されました。

※WMは血中IgMレベルで抗腫瘍効果を評価

- ・暫定的な第2相試験推奨用量（RP2D）として、400 mg BIDが選択されました。
- ・有効性の検証に向けて、さらなる症例数の追加を進めています。

■ docirbrutinibは、良好な安全性とともに、2ライン以上の全身的治療を受けたCLL/SLL、MCL及びWM患者において、有望かつ持続的な奏功を示し、新たな治療の選択肢となることが期待されます。

<論文発表>

docirbrutinib（AS-1763）の非臨床研究に関する論文が、血液がん領域のハイインパクトジャーナル「Blood Cancer Journal」に掲載されました。本論文では、14種類の異なる耐性変異を有するBTK変異体を作製し、これらの変異体に対するdocirbrutinibの活性を評価しました。その結果、docirbrutinibは、評価した全ての耐性変異体に対して阻害効果を示し、さらに複数の耐性変異体において、既存の共有・非共有結合型BTK阻害剤を上回る効果を示しました。加えて、臨床で用いられているBCL-2阻害薬ベネトクラクスなどとの併用効果についても検証を行い、今後の併用療法開発に向けた科学的根拠となる成果が得られています。これらの結果は、docirbrutinibが、ベストインクラスのBTK阻害剤となる可能性を示唆するものです。

BTK阻害剤 sofnobrutinib（AS-0871、対象疾患：免疫・炎症疾患）

sofnobrutinib（AS-0871）は、BTKキナーゼを阻害してB細胞、マクロファージ、マスト細胞などの免疫細胞の活性化を抑制することにより、免疫・炎症疾患の治療を目指す経口剤として開発を進めています。

本剤については、オランダにおいて、健康成人を対象としたフェーズ1試験を実施しました。本フェーズ1試験は、2021年中に完了したSAD試験及び2021年12月から開始した反復投与用量漸増（MAD）試験の2つの試験として実施し、2023年11月にMAD試験の臨床試験報告書が最終化されました。フェーズ1試験の結果から、sofnobrutinib（AS-0871）の安全性、忍容性、並びに良好な薬物動態プロファイルと薬力学作用が確認され、フェーズ2への移行が支持されました。

sofnobrutinib（AS-0871）の重要な標的疾患の一つとして、慢性突発性蕁麻疹（CSU）を想定しております。CSUは全世界の約1%が罹患していると考えられており、その市場規模は2023年で約22億ドル（約3,300億円、為替レート150円換算）とされています。さらに2032年には約54億ドル（約8,100億円、為替レート150円換算）に達すると予想されています*。既存のBTK阻害剤の多くは、催奇形性が認められるため妊娠可能な女性への使用が制限されていますが、sofnobrutinib（AS-0871）は、胚・胎児発生毒性試験において、催奇形性が認められなかったことから、皮膚疾患治療薬として多くの患者の治療の選択肢となることが期待されます。

また、2026年6月にEverest Medicines社が、BTK阻害剤を腎疾患を対象としてTraverse社に導出し、契約一時金1.12億ドル（約160億円、為替レート150円換算）、契約総額11.4億ドル（約1,700億円、為替レート150円換算）の契約を締結したことにより、BTK阻害剤の腎疾患領域における価値があらためて認識されました。これを契機に、sofnobrutinibに対する製薬企業等からの関心が高まっています。当社としては、フェーズ2試験以降をライセンス契約の締結または共同開発先との提携により進めることを目指しており、導出・提携機会の拡大が期待される中、引き続きパートナーリング活動を推進してまいります。

* <https://www.credenceresearch.com/report/chronic-spontaneous-urticaria-market>

CDC7阻害剤 monzosertib (AS-0141、対象疾患：固形がん・急性骨髄性白血病(AML)などの血液がん)

monzosertib (AS-0141) は、CDC7キナーゼを阻害することにより細胞増殖を抑制し、悪性腫瘍の治療を目指して開発を進めている経口投与剤です。

国立がん研究センター等において、固形がん及び血液がんを対象としたフェーズ1試験を実施し、現在までに全ての投与を終了しています。また、非臨床研究において、monzosertib (AS-0141) と急性骨髄性白血病(AML)治療薬であるDNAメチル基転移酵素(DNMT)阻害薬及びB細胞リンパ腫因子-2 (BCL-2) 阻害薬との3剤併用により優れた抗腫瘍効果が確認されました。この成果は、2025年4月に開催されたアメリカ癌学会年次総会(AACR2025)において発表しています。さらに、2026年4月に開催されたAACR2026では、がん細胞株を用いた解析により明らかとなった、monzosertibによる細胞死誘導メカニズムに関する新たな知見を発表しました。

これらの結果を踏まえ、急性骨髄性白血病(AML)の治療薬としてより効果が期待される3剤併用のフェーズ1b試験(医師主導治験)の開始を目指しています。本試験は、米国テキサス大学MDアンダーソンがんセンター白血病科のDr. Abhishek Maitiが責任医師として実施する医師主導治験(IIT)であり、現在、覚書(2025年12月17日付)に従い、本試験への協力に関するClinical Trial Agreement (CTA)の締結並びに試験開始に向けた準備を進めています。

また、本剤については、2026年7月に、FDAより、急性骨髄性白血病(AML)を対象としたODDを取得しました。

当社は、本剤について、医師主導試験(フェーズ1b試験)のスキームを活用して有効性を確認したのちに導出する想定ですが、並行して、製薬企業等とのパートナーリング活動も積極的に行う方針です。

また、急性骨髄性白血病(AML)治療薬の市場規模については、2023年には約38億ドル(約5,700億円、為替レート150円換算)と見込まれており、今後も継続的な拡大が予測されています*。

* <https://www.bccresearch.com/market-research/pharmaceuticals/acute-myeloid-leukemia-market.html>

③ 創薬事業の研究開発費及び運転資金の見通し

当社は、2026年の研究開発費については、1,950百万円と計画しており、そのうち、創薬事業における研究開発費を1,870百万円と計画しております。その内容は、docirbrutinib (AS-1763)及びmonzosertib (AS-0141)の臨床開発費用1,261百万円及び開発化合物の創製・研究費用等609百万円です。また、運転資金(全社に係る一般管理費用)は、414百万円と計画しております。計画値の内訳は、下表のとおりです。

また、2026年上半年実績は下表のとおり概ね計画どおり進捗しており、現時点において、2026年通期計画に変更はありません。

2027年の臨床開発費用については、docirbrutinib (AS-1763)の2026年中の導出を目指しており、導出が実現した場合には、当社が負担する同剤の臨床試験関連費用が大幅に減少することを想定しております。一方で、有望な前臨床段階のパイプラインについても、開発を加速することが、当社の事業価値向上のために重要と考えており、本資金調達により調達した資金は、当該パイプラインの開発にも充当していく計画です。開発化合物の創製・研究費用等及び運転資金については2026年と同程度を見込んでいます。

なお、投資額は、被験者の組み入れ速度、治験薬の製造進捗状況、前臨床試験の進捗状況等に依存し、変動する可能性があります。また、進捗状況によって、一部の費用の発生が翌年度にずれ込む可能性があります。

さらに、docirbrutinib (AS-1763)の臨床試験は米国のCRO(医薬品開発業務受託機関)に委託しており、monzosertib (AS-0141)については、米国における医師主導治験(フェーズ1b試験)の開始に向けて準備中です。また、治験薬の製造は、docirbrutinib (AS-1763)、monzosertib (AS-0141)ともに、一部を除き海外のCMO(医薬品製造業務受託機関)に委託しております。加えて、前臨床試験の多くについても、海外のCROに委託しております。このため、当該研究開発費には、ドル建ての費用が相当程度含まれており、今後、為替レートが大きく変動した場合には、研究開発費の金額に影響する可能性があります。

＜創薬事業研究開発費及び運転資金（全社に係る一般管理費用）の2026年計画及び上半期実績＞

	2026年計画	上半期実績	主な内訳
docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の臨床開発費用	1,261 百万円	545 百万円	・ docirbrutinib (AS-1763) フェーズ 1 b 試験の試験実施費用 治験薬の製造等に係る関連費用 ・ monzosertib (AS-0141) フェーズ 1 試験及びフェーズ 1 b 試験の試験実施費用 治験薬の製造等にかかる関連費用 ・ 臨床開発部門費用
開発化合物の創製・研究費用等	609 百万円	330 百万円	・ 開発化合物の創製費用 ・ docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の臨床開発をサポートするための非臨床研究の実施費用 ・ アカデミアとの共同研究費用 ・ sofnobrutinib (AS-0871) に関する治験薬の維持管理費用
創薬事業研究開発費 合計	1,870 百万円	876 百万円	
運転資金	414 百万円	226 百万円	（全社にかかる一般管理費用） ・ 上場維持費用 ・ 知的財産管理費用 ・ 情報システム構築・維持管理費用 ・ その他間接部門に係る必要費用等

④ 2026年2月17日付第2回無担保普通社債（私募債）、新株予約権及び新株式の発行による資金調達及び資金充当状況

当社は、2026年2月17日付で、第2回無担保普通社債（私募債）、既存新株予約権及び新株式の発行をいたしました。資金使途、現時点における調達資金の額及び資金使途への充当状況は下表のとおりです。

なお、第2回無担保普通社債（私募債）の償還には、原則として既存新株予約権の行使代金が充当されます。社債権者は、既存新株予約権の行使代金の累計額が第2回無担保普通社債（私募債）を構成する各社債の額面金額（4,625 万円）の整数倍に達する毎に繰上償還請求を行い、当社はそれに応じて償還を行う予定です。

＜第2回無担保普通社債（私募債）及び新株式の発行＞

調達資金の額：1,731 百万円*

*第2回無担保普通社債（私募債）の発行総額 1,711 百万円と新株式の発行総額 20 百万円を合算した金額を記載しております。

資金使途	金額	現時点における充当金額
docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の臨床開発費用	835 百万円	664 百万円
開発化合物の創製・研究費用等（docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の非臨床研究費用を含む）	396 百万円	379 百万円
運転資金	250 百万円	250 百万円
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入消却	250 百万円	250 百万円
合計	1,731 百万円	1,543 百万円

<既存新株予約権>

現時点における調達資金の額：43 百万円*

*既存新株予約権の行使に伴う行使価額の総額を記載しております。

資金使途	金額	現時点における充当金額
docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の臨床開発費用	500 百万円	—
開発化合物の創製・研究費用等 (docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の非臨床研究費用を含む)	366 百万円	—
運転資金	279 百万円	—
第2回無担保普通社債（私募債）の償還	1,850 百万円	—
合計	2,995 百万円	—

⑤ 今後の資金の見通し及び資金調達の目的

docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の臨床試験費用を含む創薬事業の研究開発費は、上記「③創薬事業の研究開発費及び運転資金の見通し」に記載のとおり、2026 年通期で 1,870 百万円を計画しております。2026 年上半期の創薬事業の研究開発費実績 876 百万円との差額として、下半期の創薬事業の研究開発費は 994 百万円を見込んでおります。また、損益面においては、2026 年 12 月期の通期業績予想における当期純損失は 20 億円を見込んでおり、2026 年下半年期においては約 10 億円の損失を見込んでおります。一方、2026 年上半期末（2026 年 6 月末）時点の保有資金は 11 億円となっております。

なお、当社は、2026 年 6 月末時点において、今後の研究開発に必要な資金が保有資金では十分でない可能性があるとともに、多額の研究開発への先行投資に伴う損失の計上を主因として、債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象が存在していると判断しております。

また、docirbrutinib (AS-1763) 及び sofnobrutinib (AS-0871) については、2026 年中の導出を目標としており、当該導出に伴う契約一時金の獲得を目指しておりますが、導出には不確実性があります。

さらに、前述のとおり、本年 2 月に第 2 回無担保普通社債（私募債）、新株式及び既存新株予約権の発行による資金調達を実施し、2026 年 2 月 17 日時点において、1,496 百万円（第 2 回無担保普通社債（私募債）の発行総額 1,711 百万円及び既存新株予約権の発行価額の総額 15 百万円並びに新株式の払込金額の総額 20 百万円から、同日付で実施した第 1 回転換社債型新株予約権付社債の買入消却に伴う費用 250 百万円を控除後の金額）を実質的に調達し、当面の必要資金を確保しました。

しかしながら、前述のとおり、既存新株予約権の行使代金は第 2 回無担保普通社債（私募債）（償還総額 1,850 百万円）の償還に優先的に充当されるため、同社債の償還完了までは、事業運営に必要な資金として活用できる範囲は限定的です。また、既存新株予約権による調達額は、実際の行使価額や行使状況により変動します。

当社は、パイプラインの価値を継続して高め、導出を促進するために、docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の臨床試験を滞りなく着実に進めていくことが最も重要であると認識しております。また、導出交渉において適切な交渉力を維持する観点からも、一定程度の資金を保有しておくことが必要と考えております。さらに、有望な前臨床段階のパイプラインについても、開発を加速することが、当社の事業価値向上のために重要と考えており、本資金調達において調達した資金について、当該パイプラインの開発に充当していく計画です。

以上のことから、臨床開発を滞りなく推進するとともに、導出交渉における適切な交渉力を維持し、パイプライン価値の向上を図るため、本資金調達を実施いたします。

本資金調達においては、新株予約権付社債のプログラム発行及び本新株式第三者割当により 1,369 百万円の資金を確保する予定です。

本調達資金は、上記「③創薬事業の研究開発費及び運転資金の見通し」に記載の創薬事業における研究開発費及び運転資金に充当いたします。具体的には、docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141)

の臨床開発費用、前臨床段階のパイプラインの開発費用、開発化合物の創製・研究費用等並びに運転資金（全社に係る一般管理費用）に充当いたします。

また、創薬事業の研究開発費及び運転資金に係る不足額については、手許資金、創薬支援事業により稼得した営業キャッシュ・フロー及び、前述のとおり、既存新株予約権の行使により調達した資金のうち事業運営に充当可能な資金を充当する予定です。また、導出済パイプラインのマイルストーン収入及び新たなライセンス契約締結による導出一時金を獲得した際には充当してまいります。その上で、必要に応じて、新たな資金調達を検討してまいります。

2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,411,681,050	42,000,000	1,369,681,050

（注） 1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の払込金額の総額（561,600,000 円）及び本新株式の払込金額の総額（850,081,050 円）を合算した金額です。

2. 発行諸費用の概算額は、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社（以下「キャンターフィッツジェラルド証券」といいます。）へのプレースメントエージェント費用（本新株予約権付社債の払込金額に対して一定率）、弁護士費用、本新株予約権付社債の公正価値算定費用、変更登記費用、反社会的勢力との関係の有無に関する調査費用、その他事務費用（有価証券届出書作成費用及び取扱銀行手数料等）の合計額であります。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（2）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

本資金調達による差引手取概算額の具体的な使途及び支出予定時期については、下表のとおり計画しております。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① docirbrutinib（AS-1763）及び monzosertib（AS-0141）の臨床開発費用並びに前臨床段階のパイプラインの開発費用	688	2026 年 10 月～2027 年 7 月 (注) 2
② 開発化合物の創製・研究費用等（臨床開発段階及び前臨床段階のパイプラインの開発及び導出活動に資する非臨床研究実施費用を含む）	412	2026 年 10 月～2027 年 7 月 (注) 2
③ 運転資金	269	2026 年 10 月～2027 年 7 月 (注) 2
合計	1,369	

（注） 1. 本資金調達による差引手取概算額の支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。

2. 「支出予定時期」は、支出が当該期間内に実施されることを示しております。2026 年 10 月より支出を開始する予定ですが、臨床試験、前臨床試験及び治験薬製造の進捗状況、開発方針・計画の変更等により、支出完了の時期は前後する可能性があります。

① docirbrutinib（AS-1763）及び monzosertib（AS-0141）の臨床開発費用並びに前臨床段階のパイプラインの開発費用

具体的な使途の主な内訳は下表のとおりです。docirbrutinib（AS-1763）及び monzosertib（AS-0141）

の進捗状況及び活動計画については、「III. 本資金調達のための目的及び理由 1. 募集の目的 ②臨床開発段階のパイプラインの概要、進捗状況及び活動計画」をご参照ください。

具体的な使途の主な内訳	
docirbrutinib (AS-1763)	・ フェーズ 1 b 試験（患者対象、米国）の試験実施費用 ・ 治験薬の製造等を含む臨床開発関連費用
monzosertib (AS-0141)	・ フェーズ 1 b 試験（患者対象、米国、医師主導治験）の試験実施費用 ・ 治験薬の製造等を含む臨床開発関連費用
前臨床段階のパイプ ラインの開発費用	・ 前臨床試験費用 ・ 臨床試験開始準備費用 ・ 治験薬の製造等に係る関連費用
臨床開発部門費用	・ 臨床開発部門の人件費等

② 開発化合物の創製・研究費用等

継続的なパイプライン創出に向けた開発化合物の創製費用並びに臨床開発段階及び前臨床段階のパイプラインの開発及び導出活動に資する非臨床研究の実施費用に充当いたします。具体的には、社内で実施する化学合成、薬理研究、薬物動態試験等に係る人件費、細胞株等の生物材料・試薬・消耗品の購入費用等に加え、新規誘導体の合成委託費、前臨床試験準備費用等に支出する予定です。

また、当社は大学、研究機関等のアカデミアとの共同研究を通じて、新規治療標的の探索や新たな評価系の構築等を進めており、その共同研究費用のための支出にも充当する予定です。

③ 運転資金

当社は、docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の臨床試験を実施しており、臨床試験関連費用を中心に多額の先行投資を必要としております。当社は導出活動を進めておりますが、導出には不確実性があることから、臨床開発を着実に推進するためには、全社的な体制を安定的に維持することが不可欠です。このため、今回調達する資金の一部を、上場維持費用、知的財産管理費用、情報システム構築・維持管理費用、間接部門人件費等を含む全社及び創薬事業に係る一般管理費用に充当いたします。

3. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達する資金を、BTK 阻害剤 docirbrutinib (AS-1763) 及び CDC7 阻害剤 monzosertib (AS-0141) の臨床開発費用、前臨床段階のパイプラインの開発費用、開発化合物の創製・研究費用等並びに運転資金に充当することは、当社の事業価値向上に貢献し、当社の株主価値向上に資するものと考えております。

4. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

① 第 4 回新株予約権付社債

当社は、第 4 回新株予約権付社債の発行条件の決定に当たっては、公正性を期するため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際」といいます。）に第 4 回新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、2026 年 9 月 28 日付で第 4 回新株予約権付社債の評価報告書を受領いたしました。赤坂国際は、第 4 回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて第 4 回新株予約権付社債の評価を実施しています。また、赤坂国際は、第 4 回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2026 年 9 月 25

日)の市場環境等を考慮し、当社の株価(455円)、ボラティリティ(61.6%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利率(1.9%)等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高(流動性)を反映して、第4回新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

なお、第4回新株予約権付社債の転換価額につきましては、当社の財政状態及び経営状態に鑑み、割当予定先と協議の結果、第4回新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議日の直前取引日である2026年9月25日の東証における当社普通株式の普通取引の終値である455円の90%に相当する金額である409.5円といたしました。

その上で、当社は、第4回新株予約権付社債の発行価格(各本社債の金額100円につき金90円)を赤坂国際による価値算定評価額(各本社債の金額100円につき金85.3円～金92.8円)の範囲内に収まる水準で決定しております。また、第4回新株予約権付社債に定められた利率と当社が普通社債を発行する場合に必要なとされる利率との差額をキャッシュフローベースの現在価値に割り戻して計算した本新株予約権の実質的対価と、モンテカルロ・シミュレーションによる本新株予約権の公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の公正な価値を上回っていること、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、第4回新株予約権付社債の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査等委員会(4名にて構成。全員が社外取締役)からは、赤坂国際は、当社経営陣から一定程度独立しており、また割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際による第4回新株予約権付社債に含まれる本新株予約権の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、赤坂国際の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないこと、並びに第4回新株予約権付社債に含まれる本新株予約権については実質的な対価が公正な価値を上回っていることから、第4回新株予約権付社債に含まれる本新株予約権に係る払込金額を無償とすることは割当予定先に特に有利な条件ではなく、適法である旨の意見がなされております。

② 第4回新株予約権付社債を除く本新株予約権付社債

本新株予約権付社債(第4回新株予約権付社債を除く。以下本②において同じ。)の転換価額は、割当予定先との協議により、各発行決議日の前日(第5回新株予約権付社債:2026年10月16日予定、第6回新株予約権付社債:2026年11月6日予定)の東証における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に設定される予定です。

本新株予約権付社債の払込金額その他の発行条件は、新株予約権付社債発行プログラム設定契約に従い、当社及び割当予定先から独立した第三者機関である赤坂国際が本新株予約権付社債の各発行要項及び新株予約権付社債発行プログラム設定契約に定められた諸条件を考慮して行う本新株予約権付社債の価値算定の結果も踏まえ、各本新株予約権付社債に係る第三者割当決議(第5回新株予約権付社債:2026年10月19日予定、第6回新株予約権付社債:2026年11月9日予定)に基づき改めて決定されますが、現時点における市場環境、当社の資金需要、当社の採りうる資金調達手法等を勘案すると、当社が新株予約権付社債発行プログラム設定契約に従って本新株予約権付社債を発行することには合理性が認められると考えております。

また、第5回新株予約権付社債については2026年10月19日、第6回新株予約権付社債については2026年11月9日に予定されている本新株予約権付社債に係る第三者割当決議日までに、当社監査等委員会(4名にて構成。全員が社外取締役)から本新株予約権付社債の発行条件に関する意見を入手する予定であります。

③ 本新株式

本新株式の払込金額につきましては、当社の事業環境、当社株式の株価動向、株式市場動向、本新株式第三者割当により発行される株式数及び本新株予約権付社債第三者割当により生じる潜在株式数等を勘案しつつ、当社株式のボラティリティと割当予定先のリスク許容度等に鑑み、割当予定先と協議を行った結果、時価より10%ディスカウントした価額での発行が適切であるとの結論に至り、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日である2026年9月25日の東証における当社普通株式の普通取引の終値の455

円の90%に相当する金額である409.5円（0.1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。）といたしました。

当該払込金額409.5円につきましては、直近1か月間（2026年8月26日から2026年9月25日まで）の東証における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値である428.45円（小数点第二位未満切上げ。単純平均値の計算について以下同じです。）に対して4.42%（小数点第二位未満四捨五入。プレミアム又はディスカウント率の計算について以下同じです。）のディスカウント、直近3か月間（2026年6月26日から2026年9月25日まで）の東証における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値である366.07円に対しては11.86%のプレミアム、直近6か月間（2026年3月26日から2026年9月25日まで）の東証における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値である384.05円に対しては6.63%のプレミアムとなります。

また、当社監査等委員会（4名にて構成。全員が社外取締役）から、本新株式の払込金額は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準としており、日本証券業協会の「第三者割当の取扱いに関する指針」に準拠して算定されていることから、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見をいただいております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が全て転換されたと仮定した場合（第5回新株予約権付社債及び第6回新株予約権付社債については、第4回新株予約権付社債の当初転換価額と同じ転換価額で転換されたものと仮定しております。以下同じです。）に交付される株式数は1,523,808株であり、同株式に係る議決権の数は15,238個であるため、全ての本新株予約権付社債が転換された場合には、2026年6月30日現在の当社の発行済株式総数20,652,469株に対する比率は7.38%、2026年6月30日現在の当社の議決権総数206,315個に対する比率は7.39%に相当します。また、本新株式の発行により交付される株式数は2,075,900株であり、同株式に係る議決権の数は20,759個であるため、2026年6月30日現在の当社の発行済株式総数20,652,469株に対する比率は10.05%、2026年6月30日現在の当社の議決権総数206,315個に対する比率は10.06%に相当します。したがって、本新株予約権付社債及び本新株式を合わせると、2026年6月30日現在の当社の発行済株式総数20,652,469株に対する比率は17.43%、2026年6月30日現在の当社の議決権総数206,315個に対する比率は17.45%に相当し、一定の希薄化が生じます。

上記「Ⅲ. 本資金調達の目的及び理由 1. 募集の目的」に記載のとおり、創薬研究開発に継続的・安定的に資金充当するため財務基盤の強化を図る必要があること等に鑑みれば、本件規模の第三者割当を実施することが必要かつ適切であると判断し、本資金調達を行うことを決定いたしました。本新株予約権付社債については、将来的に資本増強の必要性がなくなった場合やより有利な資金調達方法が利用可能となった場合等には、当社の裁量により取得することが可能な設計としております。一方、本新株式については、発行時点で希薄化が生じるものの、発行株式数は発行時点で確定しており、その後の株価変動によって増加するものではありません。以上を踏まえ、当社は、本新株予約権付社債及び本新株式の発行数量並びにこれらによる希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式数1,523,808株及び本新株式の発行により交付される株式数2,075,900株を合算した3,599,708株に対し、東証における当社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は163,834株であり、一定の流動性を有しております。したがって、今回の資金調達は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

5. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

【Cantor Fitzgerald Europe】

① 名 称	Cantor Fitzgerald Europe																		
② 所 在 地	5, Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5HU																		
③ 代表者の役職・氏名	Chief Executive Officer Andrew Michael Shortland																		
④ 事 業 内 容	証券業																		
⑤ 資 本 金	81.2 百万米ドル (12,893 百万円) (2025 年 12 月 31 日現在)																		
⑥ 設 立 年 月 日	1990 年 5 月 24 日																		
⑦ 発 行 済 株 式 数	49,453,823 株																		
⑧ 決 算 期	12 月																		
⑨ 従 業 員 数	9 名 (2025 年 12 月 31 日現在)																		
⑩ 主 要 取 引 先	法人																		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	－																		
⑫ 大株主及び持株比率	Cantor Fitzgerald Services LLP 99.999998%																		
⑬ 当 事 会 社 間 の 関 係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td><td colspan="3">割当予定先は、当社の既存新株予約権 75,703 個を保有しております。また、割当予定先は、当社の第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債を額面総額 125,000,000 円保有しております。</td></tr> <tr> <td>人 的 関 係</td><td colspan="3">当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。</td></tr> <tr> <td>取 引 関 係</td><td colspan="3">割当予定先は、当社の第 2 回無担保普通社債（私募債）を額面総額 1,850,000,000 円保有しております。</td></tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td><td colspan="3">割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。</td></tr> </table>			資 本 関 係	割当予定先は、当社の既存新株予約権 75,703 個を保有しております。また、割当予定先は、当社の第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債を額面総額 125,000,000 円保有しております。			人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。			取 引 関 係	割当予定先は、当社の第 2 回無担保普通社債（私募債）を額面総額 1,850,000,000 円保有しております。			関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
資 本 関 係	割当予定先は、当社の既存新株予約権 75,703 個を保有しております。また、割当予定先は、当社の第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債を額面総額 125,000,000 円保有しております。																		
人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。																		
取 引 関 係	割当予定先は、当社の第 2 回無担保普通社債（私募債）を額面総額 1,850,000,000 円保有しております。																		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。																		
⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態	(単位：千米ドル、カッコ内は百万円。 特記しているものを除く。)																		
決 算 期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期	2025 年 12 月期																
純 流 動 資 産	102,396 (16,258)	87,246 (13,853)	90,034 (14,296)																
流 動 資 産	944,491 (149,966)	928,664 (147,453)	1,952,544 (310,025)																

1株当たり純流動資産 (米ドル／(円))	1.57 (249)	1.76 (280)	1.82 (289)
売上高	74,869 (11,888)	108,777 (17,272)	140,882 (22,369)
営業利益	8,319 (1,321)	19,105 (3,033)	24,641 (3,912)
経常利益	△3,333 (△529)	8,818 (1,400)	6,022 (956)
当期純利益	△3,308 (△525)	5,967 (947)	6,847 (1,087)
1株当たり当期純利益 (米ドル／(円))	△0.05 (△8)	0.12 (19)	0.14 (22)
1株当たり配当金 (米ドル／(円))	—	—	—

- (注) 1. 割当予定先の資本金の額及び「⑭最近3年間の経営成績及び財政状態」に記載の額は便宜上、2026年9月25日現在の外国為替相場の仲値である1米ドル=158.78円(株式会社三菱UFJ銀行公示仲値)に換算の上、小数第1位を四捨五入しております。
2. 本新株予約権付社債の割当予定先である Cantor Fitzgerald Europe は、英国法に基づき設立された会社であり、Cantor Fitzgerald グループの欧州事業部門であります。割当予定先は英国の金融行動監視機構 (Financial Conduct Authority、以下「FCA」といいます。) の認可及び規制を受けており、英国において、FCA 監督下のもと、2000 年金融サービス・市場法 (Financial Services and Markets Act 2000) に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCA の登録情報等で確認しております。日本においては、割当予定先の関連会社であるキャンターフィッツジェラルド証券が第一種及び第二種金融商品取引業者の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のことから、割当予定先及びその役員又は主要株主が、それぞれ反社会的勢力等とは一切関係がないものと判断しており、割当予定先の関係者において反社会的勢力との関係がないことを確認している旨の確認書を東証に提出しております。
3. 割当予定先の発行済株式数は、2023 年 12 月期末時点では 65,423,162 株でしたが、減資により、2024 年 12 月期末及び 2025 年 12 月期末時点では 49,453,823 株となっております。1 株当たり純流動資産は、表に記載している各期の純流動資産の金額を各期末時点の発行済株式数で除して算出しております。

【五味大輔氏】

① 氏 名	五味 大輔
② 住 所	長野県松本市
③ 職 業 の 内 容	個人投資家
④ 当 社 と の 間 の 関 係	
資 本 関 係	五味大輔氏は、当社普通株式 200,000 株を保有しております (2026 年 6 月 30 日現在)。(注 2)
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社は、本新株式の割当予定先である五味大輔氏が、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティングに調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、当該割当予定先が反社会的勢力である、又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、割当予定先である五味大輔氏が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、東証に対して、五味大輔氏が反社会的勢力と一切の関係がない旨の確認書を提出しております。
2. 当社は、五味大輔氏から、2026 年 6 月 30 日現在、当社普通株式 200,000 株を現物で保有し、これに加え、信用取引による買建株式 1,005,000 株を保有している旨の回答を得ております。上表には、同日現在の株主名簿上、同氏名義の株式として確認された当社普通株式 200,000 株のみを記載しております。信用取引による買建株式 1,005,000 株については、株主名簿上同氏名義の株式ではなく、また、同氏は当該株式に係る議決権を行使することができないため、上表には含めておりません。なお、2026 年 1 月 13 日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)には、五味大輔氏が、2026 年 1 月 5 日現在、当社普通株式 985,000 株を保有している旨が記載されております。

【kaya holdings】

① 名 称	kaya holdings 株式会社
② 所 在 地	東京都世田谷区池尻三丁目 4 番 5 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 物部 真一郎
④ 事 業 内 容	有価証券の売買及び保有等
⑤ 資 本 金	10,000 円
⑥ 設 立 年 月 日	2025 年 3 月 21 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	1 株
⑧ 決 算 期	2 月
⑨ 従 業 員 数	該当事項はありません。
⑩ 主 要 取 引 先	該当事項はありません。
⑪ 主 要 取 引 銀 行	該当事項はありません。
⑫ 大株主及び持株比率	開示の同意が得られていないため、記載しておりません。

⑬ 当事会社間の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態	2025年3月21日設立であるため、2026年2月期が設立後初めての決算期となります。なお、2026年2月期の経営成績及び財政状態については、割当予定先の同意が得られていないため、記載しておりません。

(注) 当社は、本新株式の割当予定先であるkaya holdings並びにその役員及び株主が、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティングに調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、kaya holdings並びにその役員及び株主が反社会的勢力である、又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、kaya holdings並びにその役員及び株主が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、東証に対して、kaya holdings並びにその役員及び株主が反社会的勢力と一切の関係がない旨の確認書を提出しております。

(2) 割当予定先の選定理由

① Cantor Fitzgerald Europe

当社は、従前より、過去複数回にわたり当社の資本調達のアレンジを行った実績を有するキャンターフィッツジェラルド証券と、当社の事業状況及び資金需要を踏まえた資金調達手法について継続的に協議を行ってまいりました。その中で、2026年7月下旬頃、同社より、Cantor Fitzgerald Europe を割当予定先とする転換社債型新株予約権付社債のプログラム発行に関する原案の提示を受け、具体的な検討を開始いたしました。

Cantor Fitzgerald Europe 及びキャンターフィッツジェラルド証券が属する Cantor Fitzgerald グループは、国際的に金融サービスを提供しており、バイオヘルスケア分野を重点領域として、専門チーム及び同分野の企業を担当する株式アナリストを擁しております。また、米国におけるヘルスケア分野のカンファレンスの開催等を通じて、企業と機関投資家との接点を提供しており、当社は、同グループが有する当該分野の専門性及び広範な機関投資家ネットワークを評価しております。さらに、同グループの中核会社である Cantor Fitzgerald & Co.の米国債プライマリー・ディーラーとしての業務実績も踏まえ、同グループは信用リスクの評価及び管理に関する知見を有していると認識しております。

加えて、Cantor Fitzgerald Europe は、当社が 2025 年に実施した新株予約権付社債発行プログラムに基づく第1回乃至第3回無担保転換社債型新株予約権付社債、並びに 2026 年 2 月に発行した第2回無担保普通社債（私募債）及び既存新株予約権の引受実績を有しております。当社は、これらの取引実績を通じ、同社及び同グループが当社の資金調達に必要な知見及び経験を有していると判断しております。

当社は、以上の専門性及び取引実績に加え、キャンターフィッツジェラルド証券を通じた同社との協議の過程で検討した本プログラムの仕組み及び発行条件が、当社の資金需要、財務状況並びに既存株主への希薄化の影響等を踏まえた当社の資金調達上の要請に適合するものであることを総合的に勘案し、2026 年 8 月中旬頃、同社を本新株予約権付社債の割当予定先とする方針を決定いたしました。

なお、本新株予約権付社債に係る割当ては、日本証券業協会会員であるキャンターフィッツジェラルド証券の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

② 五味大輔氏

五味大輔氏につきましては、2026 年 1 月 13 日付で当社普通株式の保有に関する大量保有報告書（変更報告書）が提出されており、2026 年 1 月 5 日時点において 985,000 株（同日時点での株券等保有割合は 5.14%）を保有されていることを確認しております。当社は、同氏が当社普通株式を保有していることを認識したことを契機に、同氏との対話を継続してまいりました。その中で、当社の開発パイプラインの内容及び進捗を中心に、資金の状況を含む事業状況について説明したところ、当社の事業に対する資本面での支援について前向きなご意向を表明していただきました。

当社は、キャンターフィッツジェラルド証券と、当社の資金需要を踏まえて調達可能な資金額を最大限確保するための方策について協議する中で、本プログラムによる資金調達に加え、当社の事業内容に理解のある既存株主からの出資についても検討することが適切であると判断いたしました。その後、五味大輔氏との協議を経て、同氏が本新株式第三者割当により当社株式を引き受ける意向であることを確認いたしました。

当社といたしましては、当社のパイプラインを含む事業内容にご理解及びご賛同をいただいていることに加え、同氏が複数のバイオベンチャーを含む多くの上場会社への投資実績を有していること等を総合的に勘案し、本新株式の割当予定先として選定いたしました。

③ kaya holdings

当社は、長年にわたりご支援をいただいている当社の上位株主との対話を行ってまいりました。その中で、当社の事業状況についてご理解をいただいている当該株主より、当社への支援候補先として、有価証券の売買及び保有等を事業の一つとして行う、物部真一郎氏が代表を務める kaya holdings 株式会社をご紹介いただきました。

当社は、キャンターフィッツジェラルド証券と、当社の資金需要を踏まえて調達可能な資金額を最大限確保するための方策について協議する中で、本プログラム及び五味大輔氏に対する本新株式第三者割当による資金調達に加え、kaya holdings 株式会社からの出資についても検討することが適切であると判断いたしました。

その後、同社との協議を経て、同社より、本新株式第三者割当により当社株式を引き受ける意向を表明していただきました。

当社といたしましては、継続して当社をご支援いただいている上位株主からのご紹介であることに加え、物部真一郎氏が精神科医及び起業家として活動しており、ヘルスケア分野を含む事業に関する知見に加え、バイオベンチャーへの投資経験を有していること等を総合的に勘案し、同社を本新株式の割当予定先として選定いたしました。

（３）割当予定先の保有方針

① 本新株予約権付社債

新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、本新株予約権付社債について、その譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨、並びに、本新株予約権付社債の転換により交付される当社株式について、新株予約権付社債発行プログラム設定契約で定める解除権が発生している場合を除き、当社の事前の書面による承諾を受けることなく、取引所金融商品市場で売却することができない旨が定められる予定です（本新株予約権付社債の転換により取得する当社株式について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。）。上記解除権は、①本新株予約権付社債の全部又は一部が残存している間に、当社に、(i)支払の停止、破産手続開始等、(ii)手形交換所の取引停止処分、(iii)当社と割当予定先との間の取引に関し重大な違反があったこと、のいずれかの事由が発生したこと、並びに、②本新株予約権付社債の全部又は一部が残存している間に、(i)新株予約権付社債発行プログラム設定契約に定める表明及び保証（反社会的勢力に係るものを除く。）に虚偽があること、(ii)新株予約権付社債発行プログラム設定契約に定める表明及び保証（反社会的勢力に係るもの）に虚偽があるか若しくは真実に反する合理的な疑いがあること又は重大な影響を与えるような変更が生じたこと若しくは変更が生じた合理的な疑いがあること、(iii)本新株予約権付社債の転換に重大な影響を与える国内外の金融、為替、政治

又は経済上の変動が生じ又は生じるおそれがあること、(iv)不可抗力により新株予約権付社債発行プログラム設定契約が履行不能又は履行困難となる事態が生じ又は生じるおそれがあること、のいずれかの事由が発生したと割当予定先が合理的に判断したことを行使可能事由としています。なお、本新株予約権付社債の転換により交付される当社株式について、当社が取引所金融商品市場での売却を承諾する場合、都度適時適切に開示いたします。また、新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、割当予定先は、割当予定先又はその関係会社が、海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して売却していく意向である旨を表明する予定です。なお、割当予定先が取引所金融商品市場外で当社株式を海外機関投資家に対して売却した後に、当該海外機関投資家によって取引所金融商品市場内で当社株式が売却される可能性があります。

② 本新株式

本新株式について、当社と割当予定先である五味大輔氏及び kaya holdings との間で、継続保有に関する取り決めはありません。したがって、当該各割当予定先が市場環境その他の事情を踏まえ、その投資判断により、本新株式の全部又は一部を売却する可能性があります。なお、当社は、当該各割当予定先から、払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東証に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株予約権付社債の割当予定先である Cantor Fitzgerald Europe について、当社は、Cantor Fitzgerald Europe の 2025 年 12 月 31 日を基準日とする Ernst & Young LLP による監査済財務書類を受領しており、2025 年 12 月 31 日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財産の状況を確認し、割当予定先が本新株予約権付社債の払込みに要する財産を確保しているものと判断しております。また、本日現在においても、割当予定先が本新株予約権付社債の払込みに足りる十分な財産を保有している旨の口頭での報告をキャンターフィッツジェラルド証券を通じて受けております。

また、本新株式の割当予定先である五味大輔氏については、本新株式の発行に係る払込みに必要となる資金約 700 百万円に関し、最近時点の五味大輔氏名義の預金通帳の写しを受領しており、十分な資金が確保される見込みであることを確認しております。

さらに、本新株式の割当予定先である kaya holdings については、本新株式の発行に係る払込みに必要となる資金約 150 百万円に関し、最近時点の預金通帳の写しを受領しており、十分な資金が確保される見込みであることを確認しております。

(5) 株式貸借に関する契約

該当事項はありません。

6. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2026年6月30日現在）		募集後	
川村 剛	2.97	五味 大輔	8.40
MSIP CLIENT SECURITIES（常任代理 人 モルガン・スタン レーMUFG証券株式会 社）	2.89	川村 剛	2.70
堀田 和男	2.48	MSIP CLIENT SECURITIES（常任代理 人 モルガン・スタン レーMUFG証券株式会 社）	2.63
上原 俊彦	2.42	堀田 和男	2.25
MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC（常 任代理人 シティバン ク、エヌ・エイ東京支 店）	2.42	上原 俊彦	2.20
吉野 公一郎	1.84	MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC（常 任代理人 シティバン ク、エヌ・エイ東京支 店）	2.20
モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社	1.65	吉野 公一郎	1.67
山和証券株式会社	1.55	kaya holdings 株式会社	1.61
鈴木 隆啓	1.26	モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社	1.50
株式会社 SBI証券	1.24	山和証券株式会社	1.41

（注）1. 募集前の「持株比率」は、2026年6月30日時点の株主名簿に基づき記載しております。また、募集後の「持株比率」は、2026年6月30日時点の発行済株式総数に本新株式の発行における発行株式数2,075,900株を加味して算出しております。

2. 本新株予約権付社債について、割当予定先であるCantor Fitzgerald Europeとの間で長期保有を約していないため、募集後の大株主及び持株比率を記載しておりません。
3. 持株比率は、発行済株式総数（自己株式を含みます。）に対する比率を記載しております。また、小数第3位を四捨五入しております。
4. 当社は、五味大輔氏から、2026年6月30日現在、当社普通株式200,000株を現物で保有し、これに加え、信用取引による買建株式1,005,000株を保有している旨の回答を得ております。信用取引による買建株式1,005,000株については、株主名簿上同氏名義の株式ではなく、また、同氏は当該株式に係る議決権を行使することができないため、募集後の「持株比率」は、現物株式200,000株に、本新株式第三者割当により同氏に割り当てられる当社普通株式1,709,500株を加算した株式数のみに基づき算出しております。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（％）
五味 大輔	985,000	5.14

- ５．2026年４月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、アトス・キャピタル・リミテッド（Athos Capital Limited）が2026年４月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2026年６月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（％）
アトス・キャピタル・リミテッド (Athos Capital Limited)	935,000	4.87

７．今後の見通し

本第三者割当による当期（2026 年 12 月期）の業績に与える影響はありません。なお、将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定です。

８．企業行動規範上の手続きに関する事項

上記「Ⅲ．本資金調達目的及び理由 ４．発行条件等の合理性（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、現時点での想定では、本新株予約権付社債及び本新株式の割当は、割当議決権数が総株主の議決権数の 25%以上とはなりません。

但し、実際の第５回新株予約権付社債及び第６回新株予約権付社債の転換価額は、それぞれ、発行決議日の直前取引日（第５回新株予約権付社債については 2026 年 10 月 16 日予定、第６回新株予約権付社債については 2026 年 11 月 6 日予定）の東証における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額とする予定であり、これに伴って、両新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式数も変動します。したがって、今後の当社株価の動向によっては、本第三者割当の希薄化率が 25%以上となる可能性があります。その場合には、希薄化率が 25%以上となることが確認された時点において、東証の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見を入手する予定です。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：千円）

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
売上高	1,625,889	636,235	579,057
営業利益又は 営業損失（△）	△1,116,978	△2,076,104	△2,074,972
経常利益又は 経常損失（△）	△1,126,283	△2,080,739	△2,144,861
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失（△）	△1,152,895	△2,178,576	△2,171,470
1株当たり当期純利益又は1株当 たり当期純損失（△）（円）	△68.62	△121.64	△113.62
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産額（円）	226.16	129.62	16.16

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年6月30日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	20,652,469株	100%
現時点の転換価額 における潜在株式数	8,867,213株	42.94%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
始 値	521円	512円	300円
高 値	1,060円	543円	488円
安 値	447円	263円	200円
終 値	522円	300円	356円

② 最近6か月間の状況

	2026年4月	5月	6月	7月	8月	9月
始 値	385円	386円	421円	337円	298円	425円
高 値	438円	492円	463円	366円	436円	470円
安 値	375円	386円	308円	287円	290円	403円
終 値	388円	421円	340円	305円	421円	455円

（注）2026年9月の株価については、2026年9月25日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年9月25日
始 値	444円
高 値	455円
安 値	438円
終 値	455円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・ docirbrutinib (AS-1763) 開発促進新株予約権の発行

割 当 日	2026年2月17日
発行新株予約権数	76,983 個
発 行 価 額	新株予約権 1 個につき 195 円 (総額 15,011,685 円)
発行時における 調達予定資金の額	3,015,039,195円 (差引手取概算額: 2,995,039,195円)
募集時における 発行済株式数	普通株式 19,150,500 株
当該募集による 潜在株式数	7,698,300 株
割 当 先	Cantor Fitzgerald Europe
現時点における 行 使 状 況	行使済個数: 1,280 個 (行使済株式数: 128,000 株)
現時点における 調達した資金の額	58,809,285 円* *新株予約権の発行価額の総額 15,011,685 円及び現時点までの行使による 行使価額の総額 43,797,600 円の合計額を記載しております。
発行時における 当初の資金使途 (注) 1	① docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の臨床開発費用 500 百万円 ② 開発化合物の創製・研究費用等 (docirbrutinib (AS-1763) 及び monzosertib (AS-0141) の非臨床研究費用を含む) 366 百万円 ③ 運転資金 279 百万円 ④ 第2回無担保普通社債 (私募債) の償還 1,850 百万円
発行時における 支 出 予 定 時 期 (注) 1	① 2026年2月～2027年4月 ② 2026年2月～2027年4月 ③ 2026年2月～2027年4月 ④ 2026年2月～2028年2月
現時点における 充 当 状 況	現時点において、いずれの資金使途にも充当しておりません。

(注) 1. 当社は、本資金調達により調達する資金を先行して充当する予定であることから、資金使途及び支出予定時期を、以下のとおり一部変更しております。

現時点における 資 金 使 途	① 臨床開発段階及び前臨床段階のパイプラインの開発費用 500 百万円 ② 開発化合物の創製・研究費用等 (臨床開発段階及び前臨床段階のパイ プラインの非臨床研究費用を含む) 366 百万円 ③ 運転資金 279 百万円 ④ 第2回無担保普通社債 (私募債) の償還 1,850 百万円
現時点における 支 出 予 定 時 期 (注) 2	① 2026年9月～2028年2月 ② 2026年9月～2028年2月 ③ 2026年9月～2028年2月 ④ 2026年9月～2028年2月

(注) 2. 「支出予定時期」は、支出が当該期間内に実施されることを示しております。臨床試験、前臨床試験及び治験薬製造の進捗状況、開発方針・計画の変更等並びに既存新株予約権の行使の進捗状況により、支出完了の時期は前後する可能性があります。

・ 新株式（第三者割当）の発行

割 当 日	2026年2月17日
発 行 新 株 式 数	46,200株
発 行 価 額	1株につき433円（総額20,004,600円）
調 達 資 金 の 額	20,004,600円
募集時における 発 行 済 株 式 数	普通株式19,150,500株
割 当 先	吉野公一郎
発行時における 当初の資金使途	① docirbrutinib（AS-1763）及び monzosertib（AS-0141）の臨床開発費用 10百万円 ② 開発化合物の創製・研究費用等（docirbrutinib（AS-1763）及び monzosertib（AS-0141）の非臨床研究費用を含む） 10百万円
発行時における 支 出 予 定 時 期	① 2026年2月～2027年4月 ② 2026年2月～2027年4月
現時点における 充 当 状 況	① docirbrutinib（AS-1763）及び monzosertib（AS-0141）の臨床開発費用 10百万円 ② 開発化合物の創製・研究費用等（docirbrutinib（AS-1763）及び monzosertib（AS-0141）の非臨床研究費用を含む） 10百万円

（注）docirbrutinib（AS-1763）開発促進新株予約権と同時に発行したため、本新株式の発行諸費用は、docirbrutinib（AS-1763）開発促進新株予約権の発行諸費用と併せて（合計20,000,000円）、docirbrutinib（AS-1763）開発促進新株予約権の調達資金から差し引いています。

・ 第3回新株予約権付社債の発行

割 当 日	2025年11月27日
調 達 資 金 の 額	210,000,000円
転 換 価 額	187.2円
募集時における 発 行 済 株 式 数	普通株式19,150,500株
割 当 先	Cantor Fitzgerald Europe
当該募集による 潜 在 株 式 数	1,335,470株
現時点における 転 換 状 況	転換済株式数：1,335,470株（転換価額187.2円）
現時点における 未 償 還 金 額	0円
発行時における 当初の資金使途	臨床開発段階のパイプラインの開発費用 210百万円
発行時における 支 出 予 定 時 期	2025年8月～2026年3月
現時点における 充 当 状 況	臨床開発段階のパイプラインの開発費用 210百万円

（注）調達資金の額は、本新株予約権付社債の払込金額の総額（225,000,000円）から、発行諸費用の概算額（15,000,000円）を差し引いた金額です。

・ 第2回新株予約権付社債の発行

割 当 日	2025 年 9 月 29 日
調 達 資 金 の 額	210,000,000円
転 換 価 額	198.9円
募集時における 発行済株式数	普通株式 19,115,500 株
割 当 先	Cantor Fitzgerald Europe
当該募集による 潜在株式数	1,256,913 株
現時点における 転 換 状 況	転換済株式数：628,456 株（転換価額 198.9 円）
現時点における 未 償 還 金 額	125,000,000 円
発行時における 当初の資金使途	臨床開発段階のパイプラインの開発費用 210 百万円
発行時における 支 出 予 定 時 期	2025 年 8 月～2026 年 3 月
現時点における 充 当 状 況	臨床開発段階のパイプラインの開発費用 210 百万円

（注）調達資金の額は、本新株予約権付社債の払込金額の総額（225,000,000 円）から、発行諸費用の概算額（15,000,000 円）を差し引いた金額です。

・ 第1回新株予約権付社債の発行

割 当 日	2025 年 7 月 28 日
調 達 資 金 の 額	210,000,000円
転 換 価 額	315.9円
募集時における 発行済株式数	普通株式 19,115,500 株
割 当 先	Cantor Fitzgerald Europe
当該募集による 潜在株式数	791,389 株
現時点における 転 換 状 況	転換済株式数：0 株（転換価額 315.9 円）* *当社は、2026 年 2 月 17 日付で残存する第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の全部を買入消却しております。
現時点における 未 償 還 金 額	0 円
発行時における 当初の資金使途	臨床開発段階のパイプラインの開発費用 210 百万円
発行時における 支 出 予 定 時 期	2025 年 8 月～2026 年 3 月
現時点における 充 当 状 況	臨床開発段階のパイプラインの開発費用 210 百万円

（注）調達資金の額は、本新株予約権付社債の払込金額の総額（225,000,000 円）から、発行諸費用の概算額（15,000,000 円）を差し引いた金額です。

・ 新株式（第三者割当）の発行

割 当 日	2024 年 10 月 11 日
発 行 新 株 式 数	1,050,600 株
発 行 価 額	1 株につき 360.0 円（総額 378,216,000 円）
調 達 資 金 の 額	354,216,000 円
募集時における 発行済株式数	普通株式 18,056,900 株
割 当 先	Athos Asia Event Driven Master Fund
発行時における 当初の資金使途	臨床試験段階のパイプラインの開発費用 354 百万円
発行時における 支出予定時期	2024 年 10 月～2025 年 3 月
現時点における 充 当 状 況	臨床試験段階のパイプラインの開発費用 354 百万円

（注）調達資金の額は、発行新株式の払込金額の総額（378,216,000 円）から、発行諸費用の概算額（24,000,000 円）を差し引いた金額です。

・ 新株式（第三者割当）の発行

割 当 日	2024 年 5 月 31 日
発 行 新 株 式 数	900,000 株
発 行 価 額	1 株につき 402.3 円（総額 362,070,000 円）
調 達 資 金 の 額	338,570,000 円
募集時における 発行済株式数	普通株式 17,151,900 株
割 当 先	Athos Asia Event Driven Master Fund
発行時における 当初の資金使途	臨床試験段階のパイプラインの開発費用 338 百万円
発行時における 支出予定時期	2024 年 6 月～2024 年 12 月
現時点における 充 当 状 況	臨床試験段階のパイプラインの開発費用 338 百万円

（注）調達資金の額は、発行新株式の払込金額の総額（362,070,000 円）から、発行諸費用の概算額（23,500,000 円）を差し引いた金額です。

以上

カルナバイオサイエンス株式会社
第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項

1. 社債の名称

カルナバイオサイエンス株式会社第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額

金 208,000,000 円

3. 各社債の金額

金 5,200,000 円の 1 種。本社債は、各社債の金額を単位未満に分割することはできない。

4. 払込金額

各本社債の金額 100 円につき金 90 円

但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5. 本新株予約権付社債の券面

無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。

なお、本新株予約権付社債は会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

年率 1.0%

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

2026 年 10 月 14 日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2026 年 10 月 14 日

10. 募集の方法

第三者割当の方法により、Cantor Fitzgerald Europe に全額を割り当てる。

11. 本社債の償還の価額、方法及び期限

(1) 本社債は、2029 年 10 月 12 日（以下「満期償還日」という。）に、その総額を各本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。但し、繰上償還に関しては、本項第(3)号乃至第(7)号に定めるところによる。

(2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その翌銀行営業日にこれを繰り下げる。

(3) 組織再編行為による繰上償還

当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合）、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予

約権付社債権者」という。) に対して償還日(当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。)の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各本社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成(吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受ける場合に限る。)又は当社が他の会社の子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に取り受けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、ある会社の議決権(疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。)の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上が直接又は間接的に他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体により保有されている場合における、当該会社をいう。

当社は、本号に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

(4) 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、東京証券取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに通知の上、当該通知において指定した償還日(但し、かかる償還日は、当該公開買付けによって当社普通株式の東京証券取引所における上場が廃止される日より前の日とする。)において、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各本社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとする。

本項第(3)号及び本号に従って本社債の償還が義務付けられる場合、本項第(3)号の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号に基づく通知が行われた場合には、本号の手続が適用される。

(5) スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義される。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前の日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各本社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとする。

(6) 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等(以下に定義する。)が生じた場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定(但し、専ら当社が東京証券取引所有価証券上場規程第501条第1項第3号(e)に適合しなくなったことに起因する指定を除く。)がなされた場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の5営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各本社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは、当社に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合をいう(但し、専ら当社が東京証券取引所有価証券上場規程第501条第1項第3号(e)に適合しなくなったことに起因する事由はこれを除く)。

(7) 当社の選択による繰上償還

当社は、本新株予約権付社債権者に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の1か月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を各本社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。

12. 本社債の利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日（同日を含む。）から償還日（同日を含む。）までこれを付し、2026年12月31日を第1回の利払日としてその日（同日を含む。）までの分を支払い、その後毎年3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日に、当該利払日の直前の利払日（第1回の利払日に関しては払込期日）の翌日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含む。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、各々その日までの利息計算期間相当分を支払う。但し、1年に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。
- (2) 利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 本社債の全て又は一部が満期償還日以前の日（以下「早期償還日」という。）に償還される場合、当該償還される本社債の利息は、当該早期償還日の直前の利払日（第1回の利払日に関しては払込期日）（同日を含む。）から早期償還日（同日を含む。）まで利息が発生する。
- (4) 利払日に本社債の利息の支払いがなされなかった場合、当該利息について、当該利払日の翌日（同日を含む。）から弁済がなされた日（同日を含む。）までの期間につき、年14.6%の利率による遅延損害金を付すものとする。
- (5) 本社債は、満期償還日後は、利息は発生しない。
- (6) 本新株予約権が行使された場合、当該本新株予約権に係る本社債は、当該本新株予約権の行使の効力発生日以後利息は発生しないものとし、この場合、当該行使の効力発生日までの利息は、当該行使の効力発生日の直後の利払日に支払われるものとする。

13. 買入消却

- (1) 当社（又はその関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関連会社をいう。以下同じ。）及び子会社のいずれか）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買い入れることができる。
- (2) 当社（又はその関連会社及び子会社のいずれか）が本新株予約権付社債を買い入れた場合、当社は、いつでも、その選択により（当社の関連会社及び子会社のいずれかが買い入れた場合には、償却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。

14. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
 - ① 種類
当社普通株式
 - ② 数
本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）

する数は、行使請求に係る本社債の金額の総額を第(4)号③に定める転換価額で除して得られる最大の整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産

当該本新株予約権に係る本社債

② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

③ 転換価額

転換価額は当初、409.5円とする。但し、下記④の規定に従って調整される。

④ 転換価額の調整

(イ) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(ロ)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

但し、当社及び当社の関係会社の取締役及び役職員に対してインセンティブとして新株予約権、株式その他の証券又は権利を割り当てる場合は調整されないものとする。

(ロ) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(a) 下記(ハ)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、2026年9月28日開催の当社取締役会において決議した新株式第三者割当により当社普通株式を交付する場合、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社及び当社の関係会社の取締役及び従業員に対し交付する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、合併又は株式交付により交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(b) 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後転換価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(c) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(ハ)(b)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めのあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(ハ)(b)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行又は付与する場合（但し、当社取締役会の決議に基づく当社及び当社の関係会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を交付する場合並びに Cantor Fitzgerald Europe 及びその関連会社（Cantor Fitzgerald Europe の「関連会社」とは、交付の決定時点にお

いて、直接的又は間接的に一つ又は複数の仲介者を通じて、Cantor Fitzgerald L.P.を支配し、又は Cantor Fitzgerald L.P.に支配され、また、Cantor Fitzgerald L.P.と共通の支配下にある者（BGC Group, Inc.及びその子会社を除く。）をいう。）に対して新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全部が当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。但し、本(c)に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得又は当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- (d) 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）の取得と引換えに下記(h)(b)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式等に関して、当該調整前に上記(c)又は下記(e)による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の下記(h)(f)に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の下記(h)(c)に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、当該超過する株式数を転換価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の下記(h)(c)に定める既発行株式数を超えない場合は、本(d)の調整は行わないものとする。

- (e) 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本(e)において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本(e)と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における下記(h)(b)に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、上記(c)による転換価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして上記(c)の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、上記(c)又は上記(i)による転換価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの下記(h)(f)に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の下記(h)(c)に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過する普通株式数を転換価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修

正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- (f) 本号(a)乃至(c)の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会その他当社の委員会又は機関の承認を条件としているときには、本号(a)乃至(c)にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により} \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (g) 本号(a)乃至(e)に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本号(a)乃至(f)の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (h)(a) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (b) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、上記(ロ)(f)の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日（「取引日」とは、東京証券取引所において取引が行われる日をいう。以下同じ。）目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (c) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合はその日、また、それ以外の場合は、調整後転換価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とし、当該転換価額の調整前に、上記(ロ)又は下記(ニ)に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- (d) 当社普通株式の分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (e) 上記(ロ)において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（上記(ロ)(c)における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該転換価額の調整においては、当該対価を転換価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
- (f) 上記(ロ)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)（上記(ロ)(d)においては）当該転換価額の調整前に、上記(ロ)又は下記(ニ)に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該転換価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（上記(ロ)(e)においては）当該転換価額の調整前に、上記(ロ)又は下記(ニ)に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付さ

れていない当社普通株式の株式数（但し、当該転換価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- (g) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (ニ) 上記(ロ)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
 - (a) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とする場合。
 - (b) 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とする場合。
 - (c) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。
 - (d) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
- (ホ) 本項の規定により転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間は、2026年10月15日から2029年10月12日まで（以下「行使請求期間」という。）とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。
 - ① 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日
 - ② 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日
 - ③ 当社が、第11項第(3)号乃至第(7)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降
 - ④ 当社が、第16項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降
- (6) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 本新株予約権の行使請求受付事務
本新株予約権の行使請求受付事務は、第21項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (9) 本新株予約権の行使請求の方法
 - ① 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求期間中に行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - ② 行使請求受付場所において行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。

- (10) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われた日に発生するものとする。

15. 担保提供制限

- (1) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。
- (2) 本項第(1)号に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本新株予約権付社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第 41 条第 4 項の規定に準じて公告するものとする。

16. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき直ちに期限の利益を喪失する。

- ① 第 11 項の規定に違背したとき。
- ② 第 15 項の規定に違背したとき。
- ③ 当社が本新株予約権付社債権者と締結した契約（本新株予約権付社債の買取りに関する契約を含むが、これに限られない。）に重要な点において違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領した後 30 日以内にその是正をしないとき。
- ④ 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- ⑤ 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができなかったとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 100,000,000 円を超えない場合は、この限りでない。
- ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- ⑦ 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

17. 社債管理者

本社債に、社債管理者は設置しない。

18. 元金支払事務取扱場所（元金支払場所）

カルナバイオサイエンス株式会社
兵庫県神戸市中央区港島南町一丁目 5 番 5 号

19. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に書面により通知する方法によることができる。

20. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債権者と当社との間で特段の合意が無い限り、兵庫県においてこれを行う。

- (3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

21. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

22. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

23. その他

- (1) 当社は払込期日後、本新株予約権付社債に関する取り決めに会社法に整合させるために必要な限りにおいて、会社法の手続に従って本要項の修正をすることができる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

カルナバイオサイエンス株式会社
第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項

1. 社債の名称

カルナバイオサイエンス株式会社第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額

金 208,000,000 円

3. 各社債の金額

金 5,200,000 円の 1 種。本社債は、各社債の金額を単位未満に分割することはできない。

4. 払込金額

各本社債の金額 100 円につき金 90 円（但し、本新株予約権付社債の払込金額は、当社が本新株予約権付社債の価値評価を依頼する第三者算定機関が、本新株予約権付社債の発行要項及び本新株予約権付社債に関して Cantor Fitzgerald Europe との間で締結される契約に定められた諸条件を考慮してその合理的に選定した価格算定モデルを基礎として算定した本新株予約権付社債の評価額の範囲内又はそれを上回る価格で、かつ、本社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち新株予約権の実質的な対価と新株予約権の公正な価値とを比較して新株予約権の実質的な対価が新株予約権の公正な価値を上回る又は当該価値に概ね相当するように決定される。本項に定める金額が当該決定された金額と異なる場合には、本新株予約権付社債の払込金額は当該金額に修正される。）

但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5. 本新株予約権付社債の券面

無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。

なお、本新株予約権付社債は会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

年率 1.0%

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

2026 年 11 月 4 日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2026 年 11 月 4 日

10. 募集の方法

第三者割当の方法により、Cantor Fitzgerald Europe に全額を割り当てる。

11. 本社債の償還の価額、方法及び期限

- (1) 本社債は、2029 年 11 月 2 日（以下「満期償還日」という。）に、その総額を各本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。但し、繰上償還に関しては、本項第(3)号乃至第(7)号に定めるところによる。
- (2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その翌銀行営業日にこれを繰り下げる。
- (3) 組織再編行為による繰上償還

当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合）、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の 30 日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還する。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受ける場合に限る。）又は当社が他の会社の子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に取り付けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、ある会社の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の 50%以上、又は、発行済の持分の 50%以上が直接又は間接的に他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体により保有されている場合における、当該会社をいう。

当社は、本号に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

- (4) 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、東京証券取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに通知の上、当該通知において指定した償還日（但し、かかる償還日は、当該公開買付けによって当社普通株式の東京証券取引所における上場が廃止される日より前の日とする。）において、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還するものとする。

本項第(3)号及び本号に従って本社債の償還が義務付けられる場合、本項第(3)号の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号に基づく通知が行われた場合には、本号の手続が適用される。

- (5) スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前の日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還するものとする。

(6) 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定（但し、専ら当社が東京証券取引所有価証券上場規程第 501 条第 1 項第 3 号（e）に適合しなくなったことに起因する指定を除く。）がなされた場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の 5 営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各本社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは、当社に、東京証券取引所有価証券上場規程第 601 条第 1 項各号に定める事由が発生した場合をいう（但し、専ら当社が東京証券取引所有価証券上場規程第 501 条第 1 項第 3 号（e）に適合しなくなったことに起因する事由はこれを除く）。

(7) 当社の選択による繰上償還

当社は、本新株予約権付社債権者に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の 1 か月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を各本社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。

12. 本社債の利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日（同日を含む。）から償還日（同日を含む。）までこれを付し、2026 年 12 月 31 日を第 1 回の利払日としてその日（同日を含む。）までの分を支払い、その後毎年 3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日及び 12 月 31 日に、当該利払日の直前の利払日（第 1 回の利払日に関しては払込期日）の翌日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含む。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、各々その日までの利息計算期間相当分を支払う。但し、1 年に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1 年を 365 日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。
- (2) 利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 本社債の全て又は一部が満期償還日以前の日（以下「早期償還日」という。）に償還される場合、当該償還される本社債の利息は、当該早期償還日の直前の利払日（第 1 回の利払日に関しては払込期日）（同日を含む。）から早期償還日（同日を含む。）まで利息が発生する。
- (4) 利払日に本社債の利息の支払いがなされなかった場合、当該利息について、当該利払日の翌日（同日を含む。）から弁済がなされた日（同日を含む。）までの期間につき、年 14.6%の利率による遅延損害金を付すものとする。
- (5) 本社債は、満期償還日後は、利息は発生しない。
- (6) 本新株予約権が行使された場合、当該本新株予約権に係る本社債は、当該本新株予約権の行使の効力発生日以後利息は発生しないものとし、この場合、当該行使の効力発生日までの利息は、当該行使の効力発生日の直後の利払日に支払われるものとする。

13. 買入消却

- (1) 当社（又はその関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関連会社をいう。以下同じ。）及び子会社のいずれか）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買い入れることができる。
- (2) 当社（又はその関連会社及び子会社のいずれか）が本新株予約権付社債を買い入れた場合、当社は、いつでも、その選択により（当社の関連会社及び子会社のいずれかが買い入れた場合には、償却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。

14. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
- ① 種類
当社普通株式
 - ② 数
本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の金額の総額を第(4)号③に定める転換価額で除して得られる最大の整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
 - (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
 - ① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産
当該本新株予約権に係る本社債
 - ② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。
 - ③ 転換価額
転換価額は当初、2026年10月16日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額とする。但し、下記④の規定に従って調整される。
 - ④ 転換価額の調整

(イ) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(ロ)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{c}
 \text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}
 \end{array}$$

但し、当社及び当社の関係会社の取締役及び役職員に対してインセンティブとして新株予約権、株式その他の証券又は権利を割り当てる場合は調整されないものとする。

- (ロ) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (a) 下記(ハ)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社及び当社の関係会社の取締役及び従業員に対し交付する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、合併又は株式交付により交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (b) 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後転換価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- (c) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(ハ)(b)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めのあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(ハ)(b)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行又は付与する場合（但し、当社取締役会の決議に基づく当社及び当社の関係会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を交付する場合並びに Cantor Fitzgerald Europe 及びその関連会社（Cantor Fitzgerald Europe の「関連会社」とは、交付の決定時点において、直接的又は間接的に一つ又は複数の仲介者を通じて、Cantor Fitzgerald L.P.を支配し、又は Cantor Fitzgerald L.P.に支配され、また、Cantor Fitzgerald L.P.と共通の支配下にある者（BGC Group, Inc.及びその子会社を除く。）をいう。）に対して新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全部が当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。但し、本(c)に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得又は当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- (d) 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）の取得と引換えに下記(ハ)(b)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式等に関して、当該調整前に上記(c)又は下記(e)による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の下記(ハ)(f)に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の下記(ハ)(c)に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、当該超過する株式数を転換価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の下記(ハ)(c)に定める既発行株式数を超えない場合は、本(d)の調整は行わないものとする。

- (e) 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本(e)において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本(e)と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における下記(ハ)(b)に定める時価を下回る価額になる場合

(i)当該取得請求権付株式等に関し、上記(c)による転換価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式

等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして上記(c)の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、上記(c)又は上記(i)による転換価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの下記(h)(f)に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の下記(h)(c)に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過する普通株式数を転換価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1 か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- (f) 本号(a)乃至(c)の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会その他当社の委員会又は機関の承認を条件としているときには、本号(a)乃至(c)にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により}}{\text{調整後転換価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (g) 本号(a)乃至(e)に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本号(a)乃至(f)の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (h)(a) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (b) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、上記(p)(f)の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日（「取引日」とは、東京証券取引所において取引が行われる日をいう。以下同じ。）目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (c) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合はその日、また、それ以外の場合は、調整後転換価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とし、当該転換価額の調整前に、上記(p)又は下記(e)に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- (d) 当社普通株式の分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (e) 上記(p)において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（上記(p)(c)における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は

行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該転換価額の調整においては、当該対価を転換価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

- (f) 上記(r)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)（上記(r)(d)においては）当該転換価額の調整前に、上記(r)又は下記(c)に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該転換価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（上記(r)(e)においては）当該転換価額の調整前に、上記(r)又は下記(c)に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該転換価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
 - (g) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
 - (ニ) 上記(r)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
 - (a) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とする場合。
 - (b) 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とする場合。
 - (c) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。
 - (d) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
 - (ホ) 本項の規定により転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
- 本新株予約権の行使期間は、2026年11月5日から2029年11月2日まで（以下「行使請求期間」という。）とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。
- ① 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日
 - ② 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日
 - ③ 当社が、第11項第(3)号乃至第(7)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降
 - ④ 当社が、第16項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降
- (6) 本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 本新株予約権の行使請求受付事務
本新株予約権の行使請求受付事務は、第 21 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (9) 本新株予約権の行使請求の方法
- ① 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求期間中に行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - ② 行使請求受付場所において行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。
- (10) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われた日に発生するものとする。

15. 担保提供制限

- (1) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。
- (2) 本項第(1)号に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本新株予約権付社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第 41 条第 4 項の規定に準じて公告するものとする。

16. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき直ちに期限の利益を喪失する。

- ① 第 11 項の規定に違背したとき。
- ② 第 15 項の規定に違背したとき。
- ③ 当社が本新株予約権付社債権者と締結した契約（本新株予約権付社債の買取りに関する契約を含むが、これに限られない。）に重要な点において違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領した後 30 日以内にその是正をしないとき。
- ④ 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- ⑤ 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができなかったとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 100,000,000 円を超えない場合は、この限りでない。
- ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- ⑦ 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

17. 社債管理者

本社債に、社債管理者は設置しない。

18. 元金支払事務取扱場所（元金支払場所）

カルナバイオサイエンス株式会社
兵庫県神戸市中央区港島南町一丁目 5 番 5 号

19. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に書面により通知する方法によることができる。

20. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債権者と当社との間で特段の合意が無い限り、兵庫県においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

21. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

22. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

23. その他

- (1) 当社は払込期日後、本新株予約権付社債に関する取り決めに会社法に整合させるために必要な限りにおいて、会社法の手続に従って本要項の修正をすることができる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

カルナバイオサイエンス株式会社
第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項

1. 社債の名称

カルナバイオサイエンス株式会社第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額

金 208,000,000 円

3. 各社債の金額

金 5,200,000 円の 1 種。本社債は、各社債の金額を単位未満に分割することはできない。

4. 払込金額

各本社債の金額 100 円につき金 90 円（但し、本新株予約権付社債の払込金額は、当社が本新株予約権付社債の価値評価を依頼する第三者算定機関が、本新株予約権付社債の発行要項及び本新株予約権付社債に関して Cantor Fitzgerald Europe との間で締結される契約に定められた諸条件を考慮してその合理的に選定した価格算定モデルを基礎として算定した本新株予約権付社債の評価額の範囲内又はそれを上回る価格で、かつ、本社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち新株予約権の実質的な対価と新株予約権の公正な価値とを比較して新株予約権の実質的な対価が新株予約権の公正な価値を上回る又は当該価値に概ね相当するように決定される。本項に定める金額が当該決定された金額と異なる場合には、本新株予約権付社債の払込金額は当該金額に修正される。）

但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5. 本新株予約権付社債の券面

無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。

なお、本新株予約権付社債は会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

年率 1.0%

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

2026 年 11 月 25 日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2026 年 11 月 25 日

10. 募集の方法

第三者割当の方法により、Cantor Fitzgerald Europe に全額を割り当てる。

11. 本社債の償還の価額、方法及び期限

- (1) 本社債は、2029年11月22日（以下「満期償還日」という。）に、その総額を各本社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還に関しては、本項第(3)号乃至第(7)号に定めるところによる。
- (2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その翌銀行営業日にこれを繰り下げる。
- (3) 組織再編行為による繰上償還

当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合）、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受ける場合に限る。）又は当社が他の会社の子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に取り受けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、ある会社の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上が直接又は間接的に他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体により保有されている場合における、当該会社をいう。

当社は、本号に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

- (4) 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、東京証券取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに通知の上、当該通知において指定した償還日（但し、かかる償還日は、当該公開買付けによって当社普通株式の東京証券取引所における上場が廃止される日より前の日とする。）において、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとする。

本項第(3)号及び本号に従って本社債の償還が義務付けられる場合、本項第(3)号の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号に基づく通知が行われた場合には、本号の手続が適用される。

- (5) スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前の日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとする。

(6) 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定（但し、専ら当社が東京証券取引所有価証券上場規程第 501 条第 1 項第 3 号（e）に適合しなくなったことに起因する指定を除く。）がなされた場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の 5 営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各本社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは、当社に、東京証券取引所有価証券上場規程第 601 条第 1 項各号に定める事由が発生した場合をいう（但し、専ら当社が東京証券取引所有価証券上場規程第 501 条第 1 項第 3 号（e）に適合しなくなったことに起因する事由はこれを除く）。

(7) 当社の選択による繰上償還

当社は、本新株予約権付社債権者に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の 1 か月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を各本社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。

12. 本社債の利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日（同日を含む。）から償還日（同日を含む。）までこれを付し、2026 年 12 月 31 日を第 1 回の利払日としてその日（同日を含む。）までの分を支払い、その後毎年 3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日及び 12 月 31 日に、当該利払日の直前の利払日（第 1 回の利払日に関しては払込期日）の翌日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含む。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、各々その日までの利息計算期間相当分を支払う。但し、1 年に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1 年を 365 日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。
- (2) 利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 本社債の全て又は一部が満期償還日以前の日（以下「早期償還日」という。）に償還される場合、当該償還される本社債の利息は、当該早期償還日の直前の利払日（第 1 回の利払日に関しては払込期日）（同日を含む。）から早期償還日（同日を含む。）まで利息が発生する。
- (4) 利払日に本社債の利息の支払いがなされなかった場合、当該利息について、当該利払日の翌日（同日を含む。）から弁済がなされた日（同日を含む。）までの期間につき、年 14.6%の利率による遅延損害金を付すものとする。
- (5) 本社債は、満期償還日後は、利息は発生しない。
- (6) 本新株予約権が行使された場合、当該本新株予約権に係る本社債は、当該本新株予約権の行使の効力発生日以後利息は発生しないものとし、この場合、当該行使の効力発生日までの利息は、当該行使の効力発生日の直後の利払日に支払われるものとする。

13. 買入消却

- (1) 当社（又はその関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関連会社をいう。以下同じ。）及び子会社のいずれか）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買い入れることができる。
- (2) 当社（又はその関連会社及び子会社のいずれか）が本新株予約権付社債を買い入れた場合、当社は、いつでも、その選択により（当社の関連会社及び子会社のいずれかが買い入れた場合には、償却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。

14. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
- ① 種類
当社普通株式
 - ② 数
本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の金額の総額を第(4)号③に定める転換価額で除して得られる最大の整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
- ① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産
当該本新株予約権に係る本社債
 - ② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。
 - ③ 転換価額
転換価額は当初、2026年11月6日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額とする。但し、下記④の規定に従って調整される。
 - ④ 転換価額の調整
(イ) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(ロ)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{c}
 \text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}
 \end{array}$$

但し、当社及び当社の関係会社の取締役及び役職員に対してインセンティブとして新株予約権、株式その他の証券又は権利を割り当てる場合は調整されないものとする。

- (ロ) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (a) 下記(ハ)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社及び当社の関係会社の取締役及び従業員に対し交付する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、合併又は株式交付により交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (b) 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後転換価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- (c) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(ハ)(b)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めのあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(ハ)(b)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行又は付与する場合（但し、当社取締役会の決議に基づく当社及び当社の関係会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を交付する場合並びに Cantor Fitzgerald Europe 及びその関連会社（Cantor Fitzgerald Europe の「関連会社」とは、交付の決定時点において、直接的又は間接的に一つ又は複数の仲介者を通じて、Cantor Fitzgerald L.P.を支配し、又は Cantor Fitzgerald L.P.に支配され、また、Cantor Fitzgerald L.P.と共通の支配下にある者（BGC Group, Inc.及びその子会社を除く。）をいう。）に対して新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全部が当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。但し、本(c)に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得又は当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- (d) 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）の取得と引換えに下記(ハ)(b)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式等に関して、当該調整前に上記(c)又は下記(e)による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の下記(ハ)(f)に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の下記(ハ)(c)に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、当該超過する株式数を転換価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の下記(ハ)(c)に定める既発行株式数を超えない場合は、本(d)の調整は行わないものとする。

- (e) 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本(e)において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本(e)と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における下記(ハ)(b)に定める時価を下回る価額になる場合

(i)当該取得請求権付株式等に関し、上記(c)による転換価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式

等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして上記(c)の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、上記(c)又は上記(i)による転換価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの下記(ハ)(f)に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の下記(ハ)(c)に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過する普通株式数を転換価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1 か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- (f) 本号(a)乃至(c)の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会その他当社の委員会又は機関の承認を条件としているときには、本号(a)乃至(c)にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により}}{\text{調整後転換価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (g) 本号(a)乃至(e)に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本号(a)乃至(f)の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (ハ)(a) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (b) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、上記(ロ)(f)の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日（「取引日」とは、東京証券取引所において取引が行われる日をいう。以下同じ。）目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (c) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合はその日、また、それ以外の場合は、調整後転換価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とし、当該転換価額の調整前に、上記(ロ)又は下記(ニ)に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- (d) 当社普通株式の分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (e) 上記(ロ)において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（上記(ロ)(c)における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は

行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該転換価額の調整においては、当該対価を転換価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

- (f) 上記(r)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)（上記(r)(d)においては）当該転換価額の調整前に、上記(r)又は下記(c)に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該転換価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（上記(r)(e)においては）当該転換価額の調整前に、上記(r)又は下記(c)に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該転換価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
 - (g) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
 - (ニ) 上記(r)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
 - (a) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とする場合。
 - (b) 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とする場合。
 - (c) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。
 - (d) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
 - (ホ) 本項の規定により転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間は、2026年11月26日から2029年11月22日まで（以下「行使請求期間」という。）とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。
- ① 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日
 - ② 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日
 - ③ 当社が、第11項第(3)号乃至第(7)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降
 - ④ 当社が、第16項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降
- (6) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 本新株予約権の行使請求受付事務
本新株予約権の行使請求受付事務は、第 21 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (9) 本新株予約権の行使請求の方法
- ① 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求期間中に行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - ② 行使請求受付場所において行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。
- (10) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われた日に発生するものとする。

15. 担保提供制限

- (1) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。
- (2) 本項第(1)号に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本新株予約権付社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第 41 条第 4 項の規定に準じて公告するものとする。

16. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき直ちに期限の利益を喪失する。

- ① 第 11 項の規定に違背したとき。
- ② 第 15 項の規定に違背したとき。
- ③ 当社が本新株予約権付社債権者と締結した契約（本新株予約権付社債の買取りに関する契約を含むが、これに限られない。）に重要な点において違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領した後 30 日以内にその是正をしないとき。
- ④ 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- ⑤ 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができなかったとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 100,000,000 円を超えない場合は、この限りでない。
- ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- ⑦ 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

17. 社債管理者

本社債に、社債管理者は設置しない。

18. 元金支払事務取扱場所（元金支払場所）

カルナバイオサイエンス株式会社
兵庫県神戸市中央区港島南町一丁目 5 番 5 号

19. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に書面により通知する方法によることができる。

20. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債権者と当社との間で特段の合意が無い限り、兵庫県においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

21. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

22. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

23. その他

- (1) 当社は払込期日後、本新株予約権付社債に関する取り決めに会社法に整合させるために必要な限りにおいて、会社法の手続に従って本要項の修正をすることができる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

本新株式発行の発行概要

1. 募集株式の種類及び数

普通株式 2,075,900 株

2. 募集株式の払込金額

1 株につき 409.5 円とする。

3. 払込金額の総額

850,081,050 円

4. 申込期日

2026 年 10 月 14 日

5. 払込期日

2026 年 10 月 14 日

6. 増加する資本金及び資本準備金の額

資本金 425,040,525 円

資本準備金 425,040,525 円

7. 募集の方法

第三者割当の方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

五味大輔氏 1,709,500 株

kaya holdings 株式会社 366,400 株

8. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 神戸営業部

9. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) その他本新株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。